

大台町
子ども・子育て支援事業計画

平成27年3月

大 台 町

目 次

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨 1
- 2 計画の性格・位置づけ 2
- 3 計画の期間 2
- 4 計画の策定体制 2

第2章 大台町の子どもと子育て家庭を取り巻く現状

- 1 子どもと子育て世帯を中心とした人口の動向及び推計 3
- 2 就業の状況 9
- 3 大台町の子どもと子育て家庭の概況 10
- 4 大台町における主な子育て支援の取り組み 14
- 5 ニーズ調査結果の概要 20

第3章 計画の基本的な考え方

- 1 計画の基本理念 33
- 2 計画策定の視点 34
- 3 計画の基本目標 35
- 4 施策の体系 37

第4章 目標実現のための施策

- 1 教育・保育、子育て支援の充実 38
 - 1-1 幼児期の教育・保育の総合的な提供 38
 - 1-2 多様な子育て支援の充実 40
 - 1-3 子どもの居場所づくり 41
- 2 子育て支援体制の充実 43
 - 2-1 子育て支援の推進拠点の充実 43
 - 2-2 子育ての相談・支援環境の充実 45
 - 2-3 子育てネットワークの充実 46
- 3 すべての子どもの健やかな成長への支援 48
 - 3-1 子どもの人権擁護の推進 48
 - 3-2 子育てについての経済的な支援 49
 - 3-3 要支援児童への対応 50

4	地域で取り組む子どもの健全育成の推進	52
4-1	子どもの健全育成のための活動の推進	52
4-2	子どもの健全なこころの成長の支援	54
5	安心して子どもを生み育てられる環境の整備	56
5-1	親子の健康の確保	56
5-2	職業生活と家庭生活の両立支援	58

第5章 計画の目標値等

1	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定	59
2	幼児期の学校教育・保育にかかる量の見込み・確保の内容・実施時期	60
3	地域子ども・子育て支援事業にかかる量の見込み・確保の内容・実施時期	66
4	教育・保育の一体的提供と、教育・保育の連携推進	78
5	総合的な子どもの放課後対策の推進	79

第6章 計画の推進

1	計画の推進体制	81
2	計画の進行管理	81

参考資料

大台町子ども・子育て支援事業計画策定委員会設置要綱	82
大台町子ども・子育て支援事業計画策定委員会委員名簿	84
大台町子ども・子育て支援事業計画 策定経過	85
用語解説	86

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

子ども・子育て支援については、これまで「少子化対策基本法」などにに基づき、総合的な施策が国、県、市町村レベルでそれぞれ進められてきました。しかし、子育てをしながら働ける環境が必ずしも充実していないことなどから、合計特殊出生率^{*}は低い水準にとどまっています。こうした状況を受けて、国は、子ども・子育て支援についても社会保障の一環と捉え、質の高い幼児期の教育・保育の提供や、保育の量的拡大、子育て支援の充実が図れるよう、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」（子ども・子育て支援法）（認定こども園法の一部改正法）（子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律）を制定しました。この法律では、「必要な支援を行うことで、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与すること」をめざしています。

この法律の目的を達成するため、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、子ども・子育て支援は良質かつ適正な事業内容、水準とすることが必要です。

本町においては、平成22年度から、「大台町次世代育成支援対策地域行動計画（後期計画）」に基づき、子ども・子育て支援をはじめとする次世代育成支援のための施策に取り組んできました。この行動計画が平成26年度までを計画期間としていることから、行動計画の基本的な考え方を踏襲しつつ、新たに平成27年度からの「子ども・子育て支援新制度」の開始に合わせて「子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

2 計画の性格・位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく、市町村子ども・子育て支援事業計画であり、次世代育成支援対策推進法^{*}に基づく市町村次世代育成支援行動計画として、これまで取り組みを進めてきた「大台町次世代育成支援行動計画」を引き継ぐ計画と位置づけます。

また、本町のまちづくりの総合的指針である「大台町総合計画」を上位計画として、関連の部門別計画との調和と整合性を図りました。

3 計画の期間

本計画は平成27年度を初年度とし、平成31年度までの5年間とします。

4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、子育て家庭の現状、保育サービスの利用希望や子育てに関する意識等を把握する基礎資料とするためのアンケート調査を実施しました。また、「子ども・子育て支援法」第77条に定める合議制の機関として「大台町子ども・子育て支援事業計画策定委員会」を設置し、ニーズ調査の結果に基づき計画の内容について検討を行い策定しました。なお、計画策定後「大台町子ども・子育て支援事業計画推進委員会」を設置し、事業計画の進行管理を行うため、計画を点検・評価する役割を担うこととします。

第2章 大台町の子どもと子育て家庭を取り巻く現状

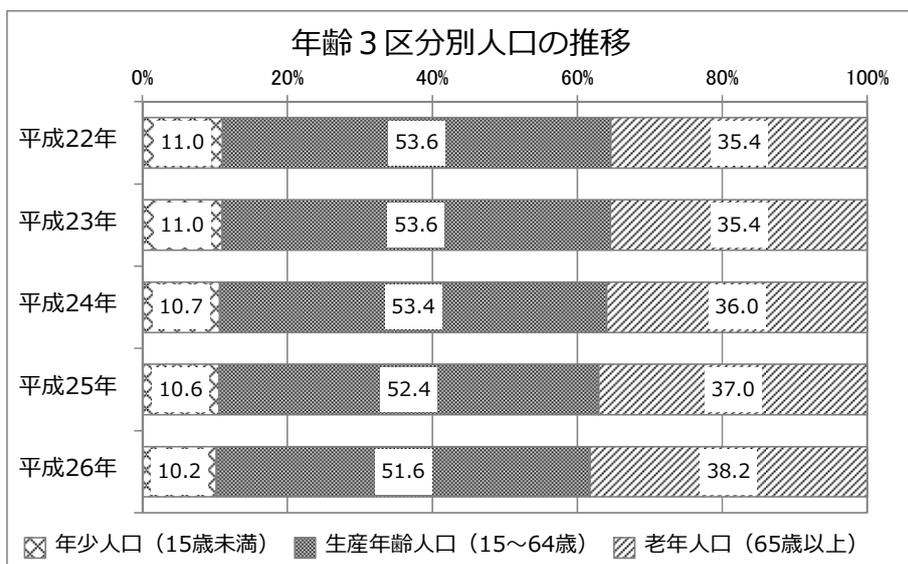
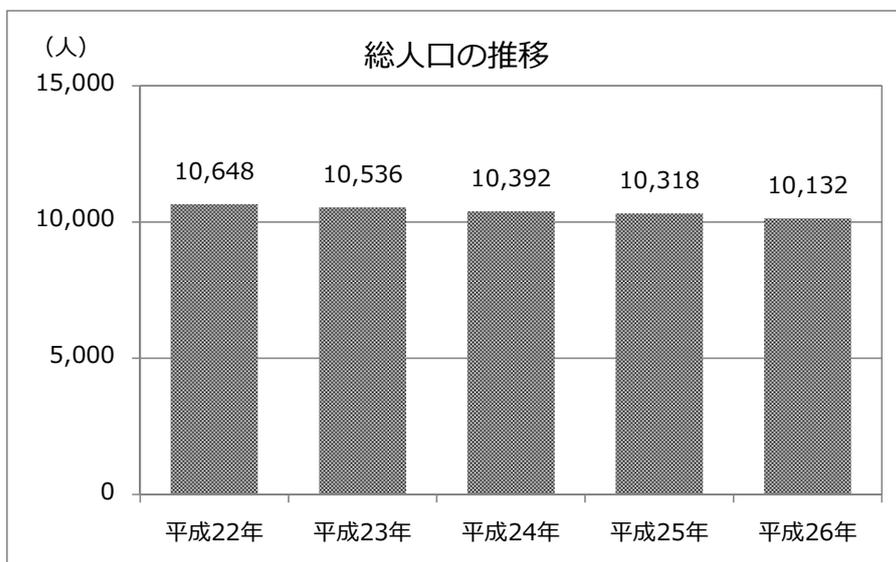
1 子どもと子育て世帯を中心とした人口の動向及び推計

(1) 人口の推移

① 総人口・年齢別人口の推移

総人口の推移をみると、年々減少しており、平成26年は10,132人でした。

年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口は年々減少傾向にあり、平成26年には10.2%となっています。また、生産年齢人口も減少傾向にあります。一方、老年人口は年々増加しており、平成26年の高齢化率は38.2%となっています。

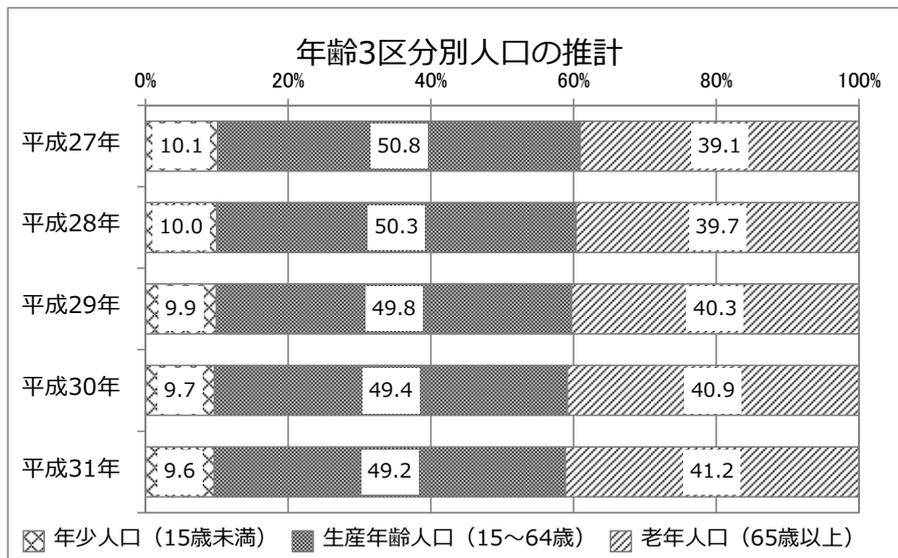
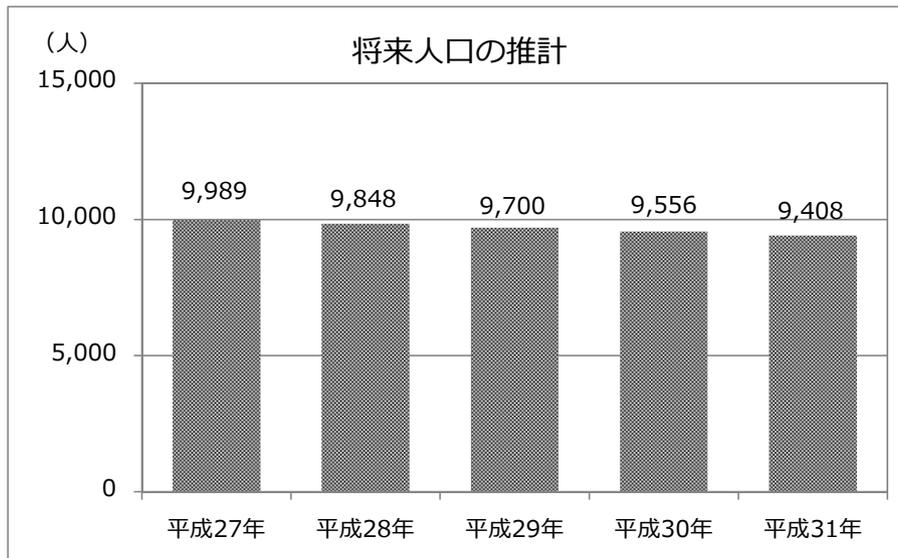


資料：住民基本台帳
(各年4月1日現在)

②将来人口・年齢別人口の推計

コーホート変化率法*によって推計すると、今後も人口は減少するものと予測されています。年齢3区分別人口の推計をみると、年少人口は今後も減少し、平成31年には9.6%と予測されています。また、生産年齢人口も減少すると予測されています。

一方、老年人口は今後も増加すると予測されており、平成31年の高齢化率は41.2%と予測されています。

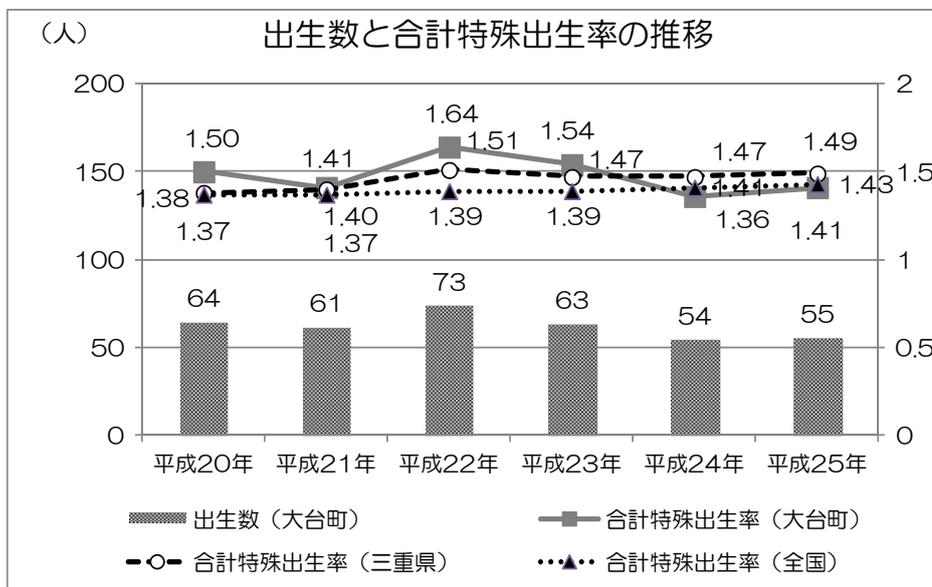


資料：コーホート変化率法*による推計結果

(2) 出生数の推移

出生数は、平成22年をピークに減少傾向にあり、平成25年度の出生数は55人でした。

また、一人の女性が一生のうちに生む子どもの数を示す合計特殊出生率[※]も、本町において平成22年の1.64をピークに減少傾向にあり、平成25年は1.41となっています。



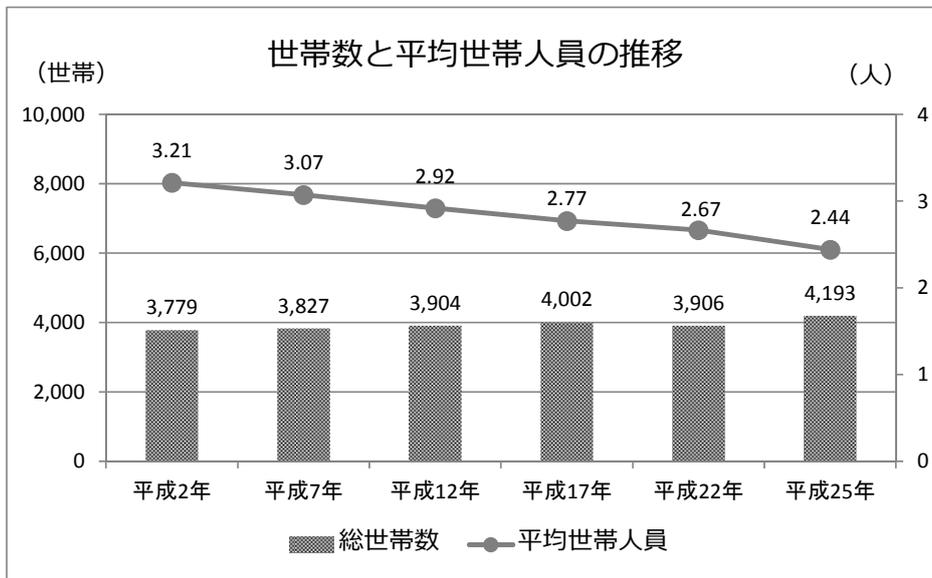
資料：県健康福祉総務課「人口動態総覧」

国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」、厚生労働省「人口動態統計」

(3) 世帯の動向

① 世帯数と平均世帯員の推移

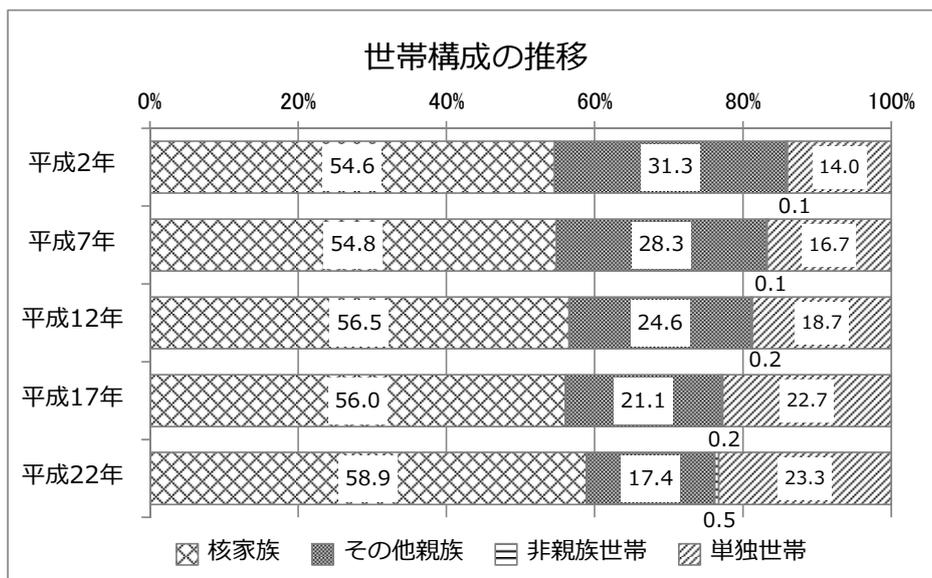
世帯数は、増加傾向が続いており、平成 25 年では 4,193 世帯になっています。一方、1 世帯あたりの平均世帯人員は年々減少しており、平成 25 年には 2.44 人となっています。



資料：国勢調査、住民基本台帳（平成 25 年 3 月 31 日現在）

② 世帯構成の推移

世帯構成の推移をみると、親と子からなる核家族世帯が最も多く、約6割を占めます。単独世帯は増加する傾向がみられ、世帯規模の縮小傾向が進行していることがうかがえます。

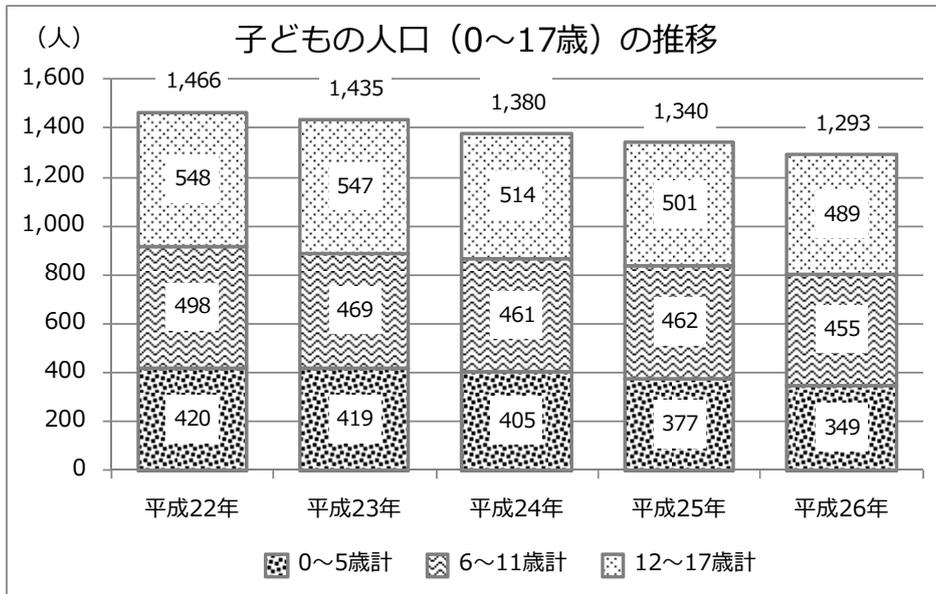


資料：国勢調査

(4) 子どもの人口の推移

①子どもの人口の推移

0～5歳、6～11歳、12～17歳の人口は、いずれも減少傾向にあります。特に、0～5歳の減少が大きくなっています。

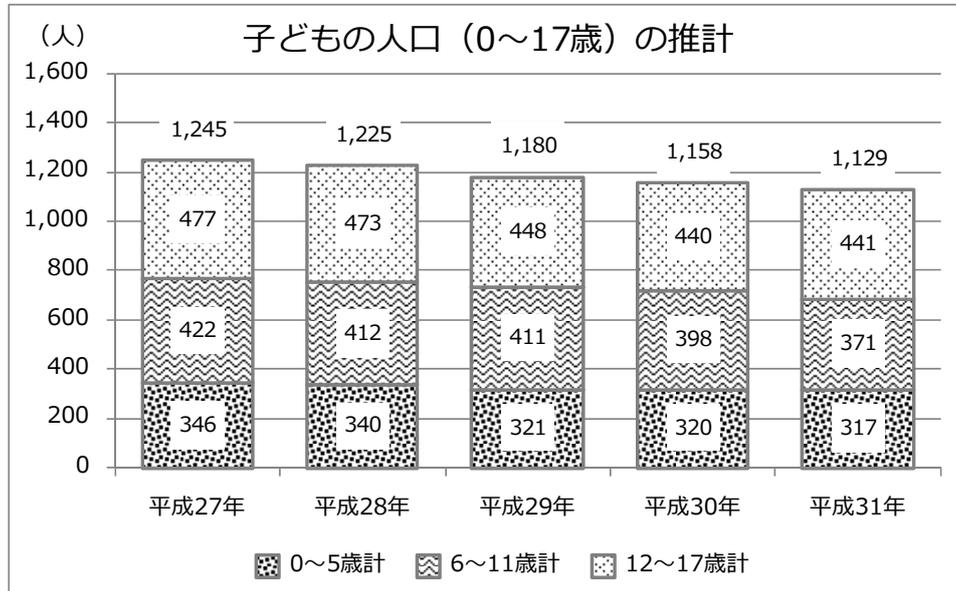


	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
0 歳	63	73	52	53	46
1 歳	60	59	73	54	56
2 歳	72	62	61	77	55
3 歳	87	73	60	61	73
4 歳	66	89	74	61	62
5 歳	72	63	85	71	57
6 歳	71	71	66	85	71
7 歳	91	72	72	67	85
8 歳	82	92	71	71	66
9 歳	83	80	93	71	73
10 歳	72	82	78	91	70
11 歳	99	72	81	77	90

資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

②子どもの人口の推計

コーホート変化率法*によって推計すると、子どもの人口は減少していくものと予測されています。



	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
0 歳	54	54	52	51	50
1 歳	47	55	55	53	52
2 歳	58	49	57	57	55
3 歳	54	57	48	56	56
4 歳	74	55	57	49	57
5 歳	59	70	52	54	47
6 歳	58	60	71	53	55
7 歳	72	59	61	72	54
8 歳	84	72	59	61	72
9 歳	66	84	72	59	61
10 歳	72	65	83	71	58
11 歳	70	72	65	82	71

資料：コーホート変化率法*による推計値

2 就業の状況

(1) 就業人口の動向

①産業人口の動向

就業人口をみると、男女ともに増加傾向にあります。産業分類別にみると、男女とも第1次産業、第2次産業ともに減少しています。一方、第3次産業については、男性は減少していますが、女性は15.3ポイントも増加しています。

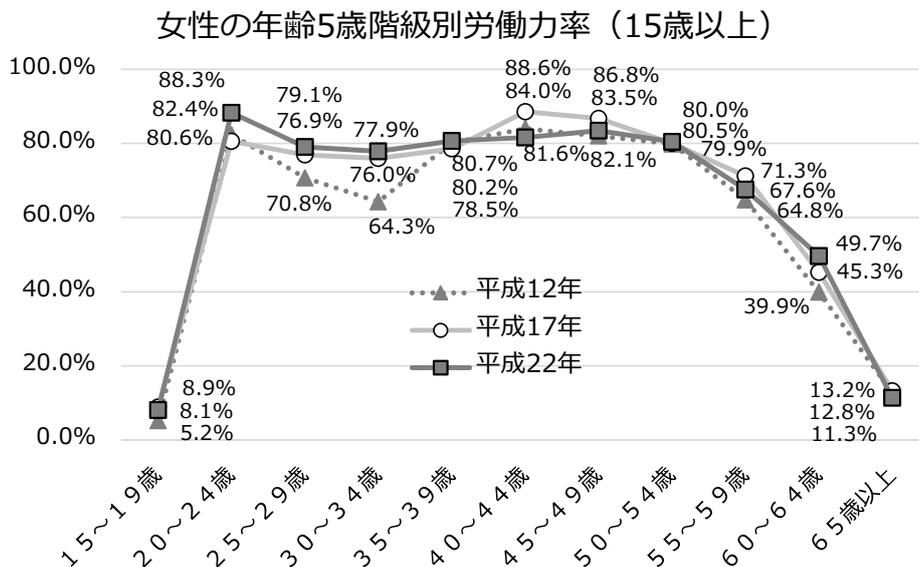
	男性				女性			
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
総数(人)	2,314	2,080	2,085	2,557	1,641	1,615	1,641	2,094
第1次産業(%)	12.8	10.5	10.4	10.8	10.2	8.4	7.9	5.3
第2次産業(%)	39.1	38.7	39.2	37.9	35.2	29.5	26.2	22.6
第3次産業(%)	53.2	50.8	50.3	50.6	56.3	62.2	65.6	71.6
分類不能(%)	0.1	0.0	0.1	0.8	0.2	0.0	0.2	0.5

資料：国勢調査

②女性の年齢別労働力率

5歳刻みの年齢別に女性の労働力率の推移をみると、平成17年から平成22年にかけて20歳代から30歳代前半では上昇しています。

平成22年の労働力率をみると、20歳代前半では88.3%ですが、30歳代前半にかけて77.9%まで減少し、その後再び80%台に上昇する、いわゆる「M字カーブ」がみられますが、平成12年ほどはっきりしたカーブではなくなり、M字の谷の部分の部分が浅くなってきています。



資料：国勢調査

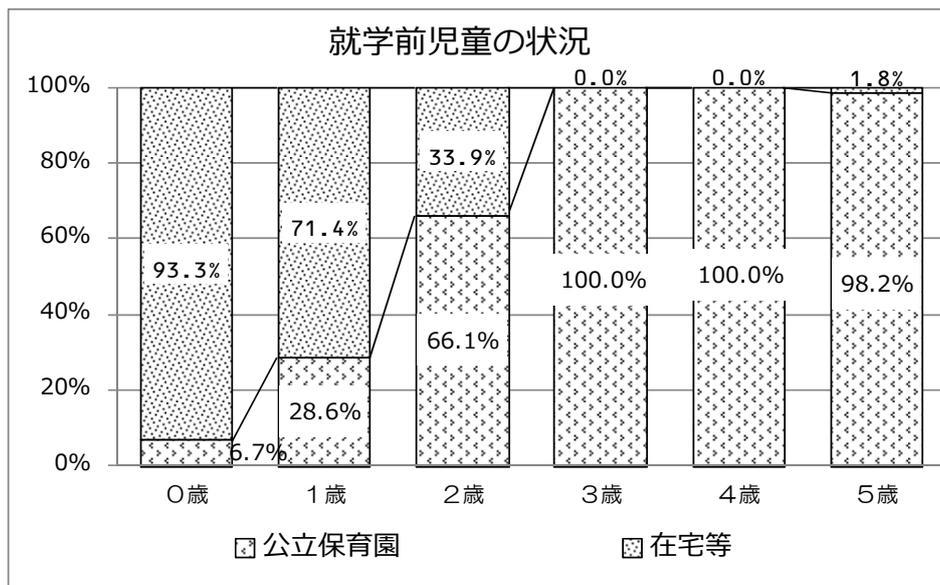
3 大台町の子どもと子育て家庭の概況

(1) 就学前児童の状況

0～1歳児については、施設に通わずに在宅で過ごしている児童が多く、0歳児では約90%、1歳児では約70%を占めます。また、2歳児以上では公立保育園に通っている児童が多く、3歳児以上ではほとんどを占めます。

就学前児童の状況（人）

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
公立保育園	3	16	37	72	63	55	246
在宅等	42	40	19	0	0	1	102
就学前児童数	45	56	56	72	63	56	348



資料：就学前児童数は、住民基本台帳人口（平成26年4月1日現在）
 保育園の児童数は、平成26年4月1日現在の数値

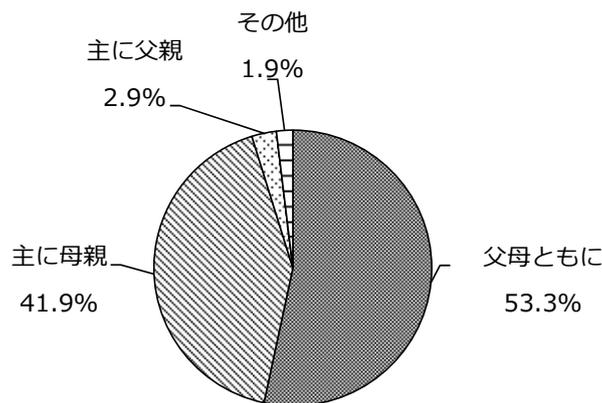
(2) 子育て家庭の状況

ニーズ調査結果によると、子育て家庭の53.3%は、父母ともに子育てをしており、主に母親が子育てをしている世帯は、41.9%となっています。

また、緊急時等の預け先として、祖父母等の親族がいる家庭が多いですが、預け先がない人も2.4%います。

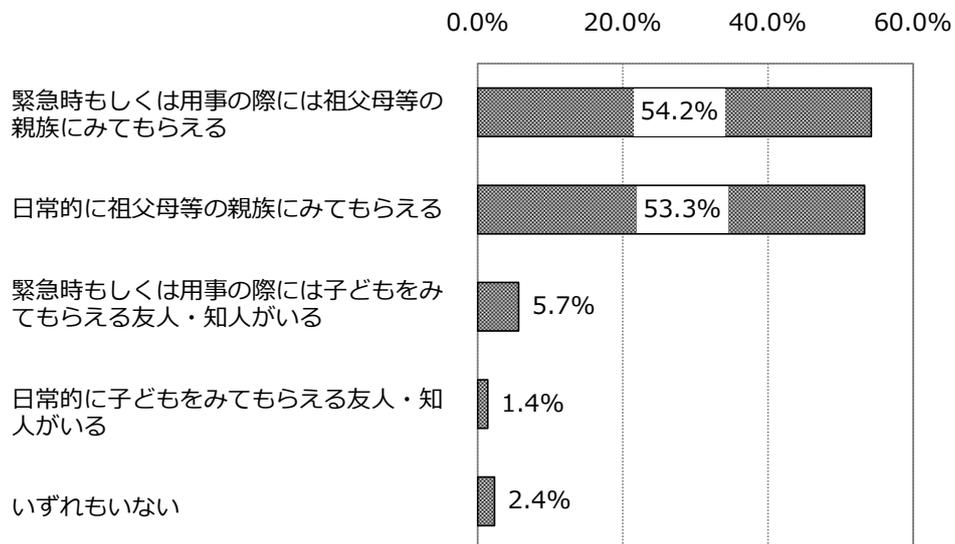
■子育てを主体的に行っている人

【N=210】



■日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の存在

【N=212／複数回答】

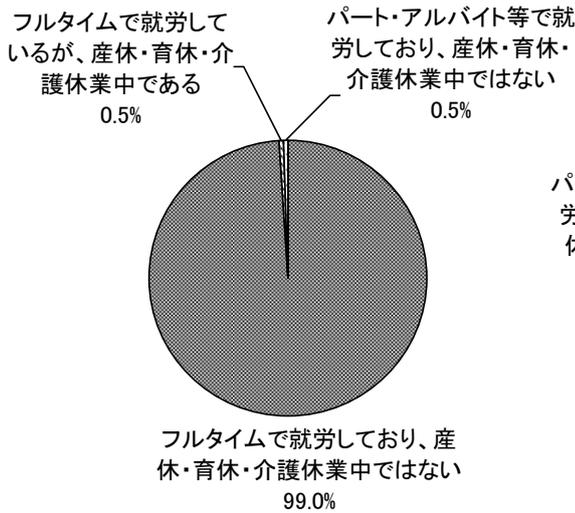


注：N (Number of Cases の略) は比率算出の基数であり、100%が何人の回答者数に相当するかを示す。

(3) 保護者の就労状況

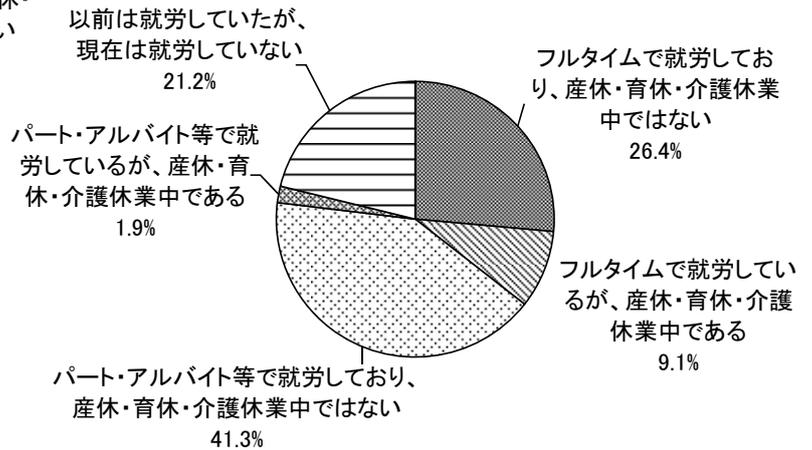
父親の就労形態は「フルタイム」がほとんどを占めます。フルタイムで働いている父親は、母親に比べて長時間働いている割合も高くなっています。

■父親の就労状況



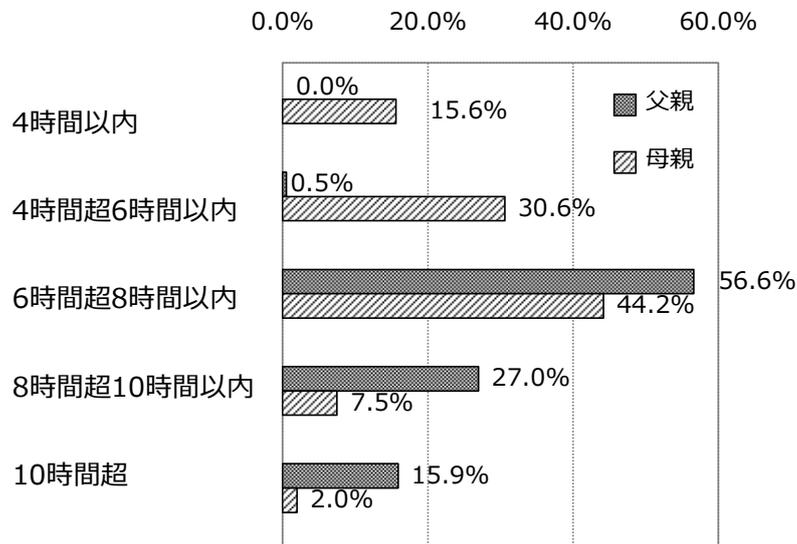
■母親の就労状況

【父親 N=194、母親 N=208】



■1日あたりの就労時間

【父親 N=189、母親 N=147】

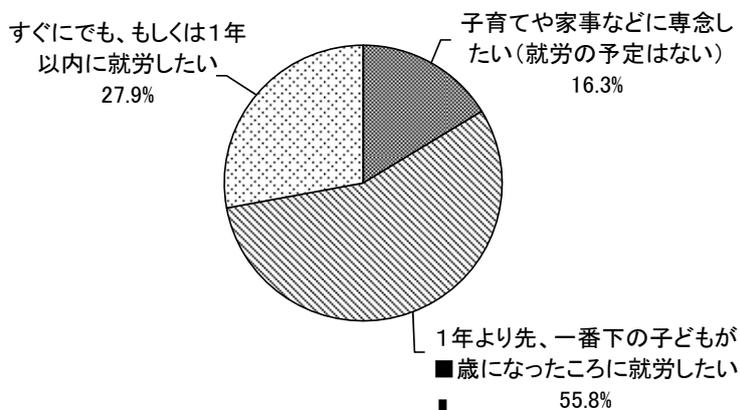


就労していない母親の就労希望は、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」と考える母親が3人に1人となっています。また、「1年より先、一番下の子どもが大きくなったら就労したい」を合わせると、約8割が「就労したい」と考えていることになります。

一番下の子どもが「3歳」になったら働きたいと考える母親が45.8%、「2歳」になったら働きたいと考える母親が41.7%で多くなっています。

■現在働いていない人の働きたいという希望

【N=43】



■一番下の子が何歳になったら就労したいか

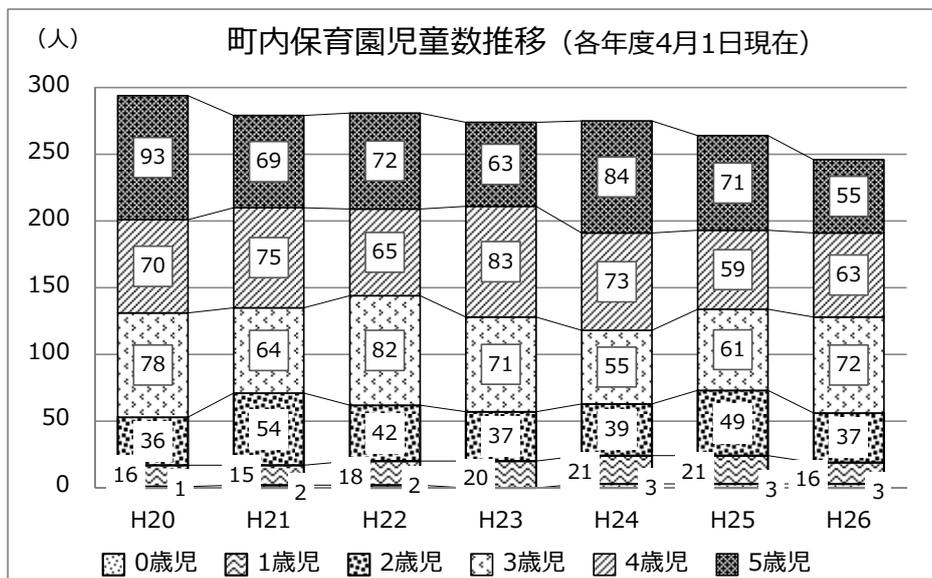
年齢	割合
1歳	0.0%
2歳	41.7%
3歳	45.8%
4歳	0.0%
5歳	0.0%
6歳以上	12.5%
N値	24

4 大台町における主な子育て支援の取り組み

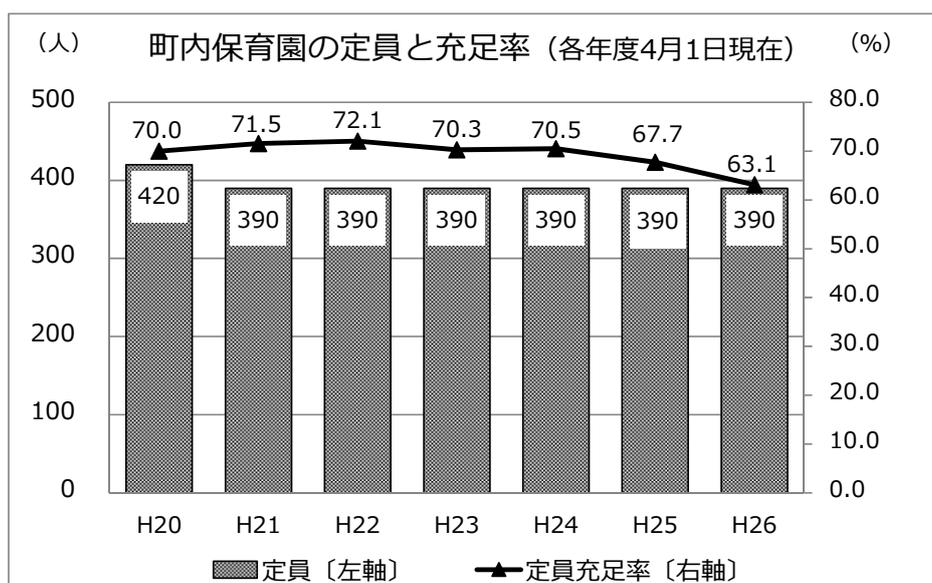
本町における、教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業にかかる取り組み実績状況です。

①保育園の状況

保育園については、公立保育園4か所にて保育を実施しています。就学前児童数が減少する中、保育園児童数も減少傾向にあります。また、定員数に対する充足率は平成26年には63.1%となっています。



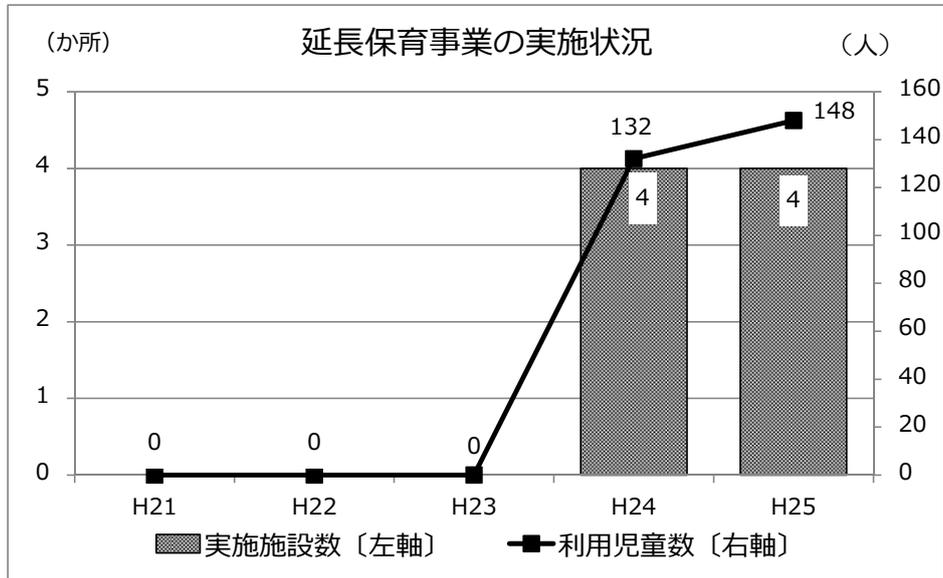
資料：町民福祉課



資料：町民福祉課

②延長保育*事業

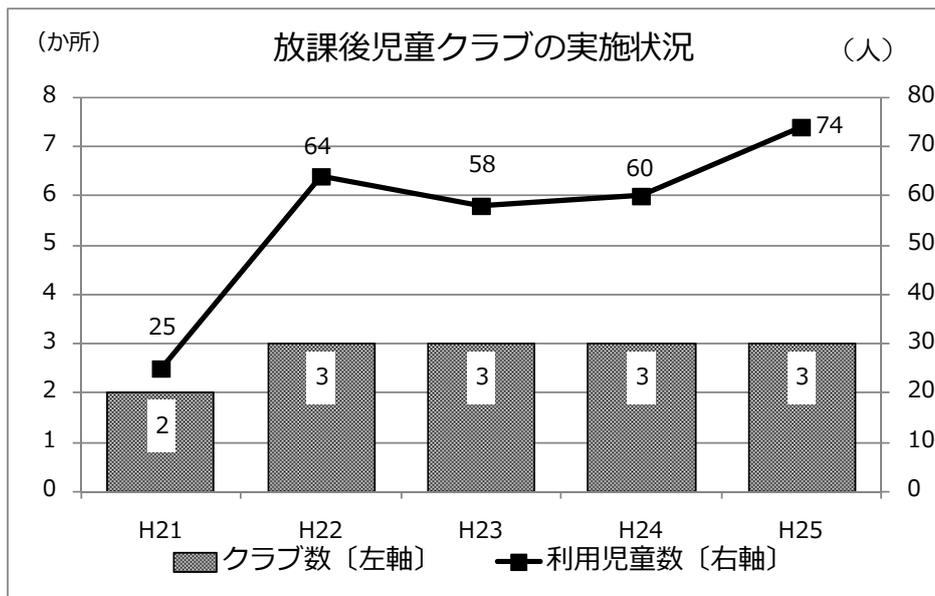
延長保育*については、平成24年度より4か所の保育園で実施しています。利用者数は増加傾向にあります。



資料：町民福祉課

③放課後児童クラブ*（学童保育）

放課後児童クラブ*（学童保育）については、日進学童保育ペンギンクラブ（日進地区）、学童保育げんきっこクラブ（三瀬谷地区）、学童保育どんぐりっ子（宮川地区）の3か所で開設されており、利用者（登録者）数は増加しています。



資料：町民福祉課

④子育て短期支援事業（ショートステイ）※

保護者の病気などのために一時的に児童養護施設などで預かる子育て短期支援事業（ショートステイ）※については、現在は聖の家（多気町）との協定により委託していますが、平成 25 年度の利用実績はありませんでした。

⑤乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

原則として生後 4 か月までのお子さんのいるすべての家庭を対象に、保健師や助産師が訪問しており、年間 40 件ほどで推移しています。

また、継続支援が必要な家庭へは繰り返し訪問し、特に支援が必要な家庭へは養育支援訪問事業として保健師等が訪問しています。

⑥養育支援訪問事業（育児支援家庭訪問事業）

乳児家庭全戸訪問で継続支援が必要と思われる家庭をはじめ、虐待の疑われる家庭やハイリスク家庭への保健師等による家庭訪問を実施しています。

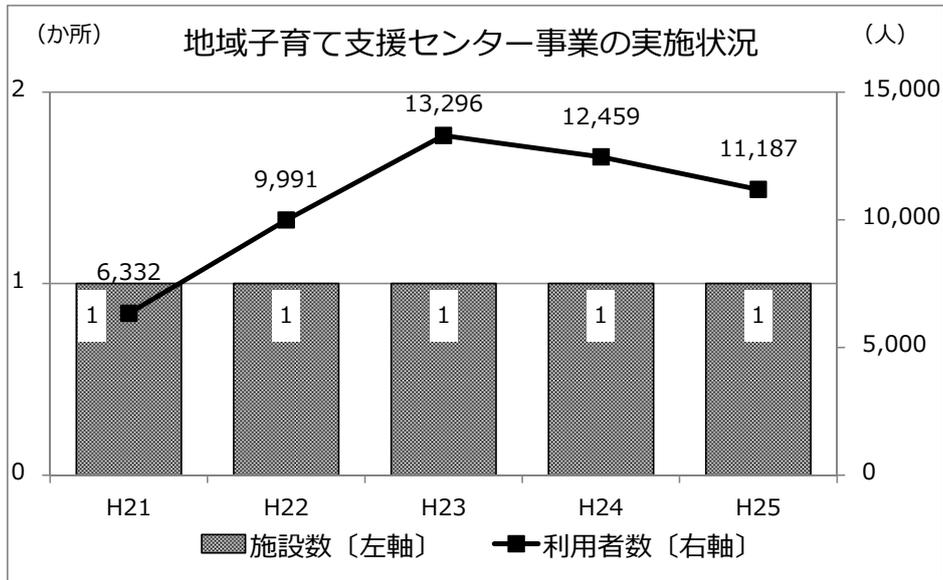
養育支援訪問事業の状況

	平成 22 年 度	平成 23 年 度	平成 24 年 度	平成 25 年 度	平成 26 年 度
訪問延べ件数（件）	10	10	3	8	1
訪問実家庭数（件）	3	3	1	2	1

資料：町民福祉課

⑦地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター※）

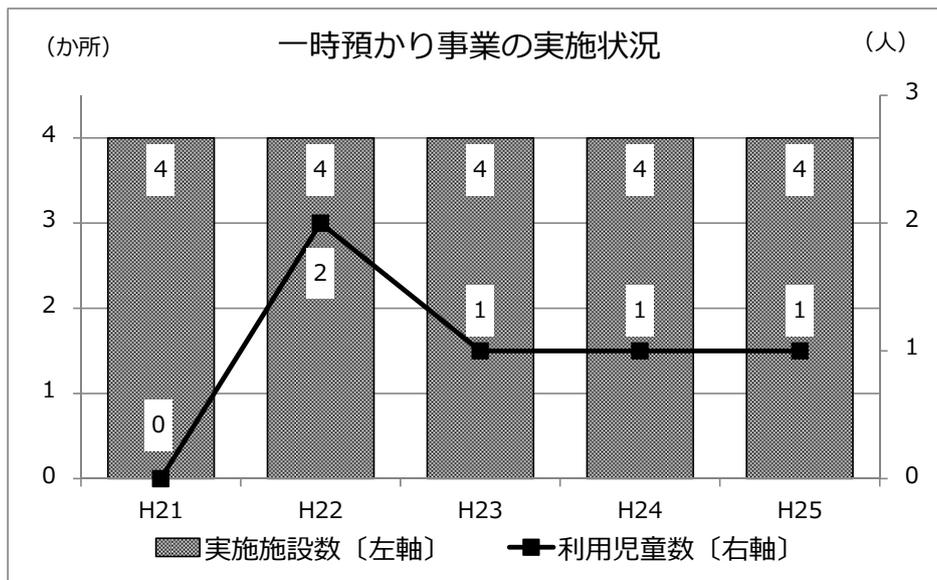
子育ての相談にのったり、保護者どうしが交流したりする子育て支援センター※については、町内では1か所で実施しており、平成25年度は延べ人数で11,187人の親子の利用がありました。



資料：町民福祉課

⑧一時預かり事業※

普段は家でみているお子さんを一時的に預かる一時預かり事業※は、すべての保育園で実施しており、利用児童数は1、2人の利用となっています。



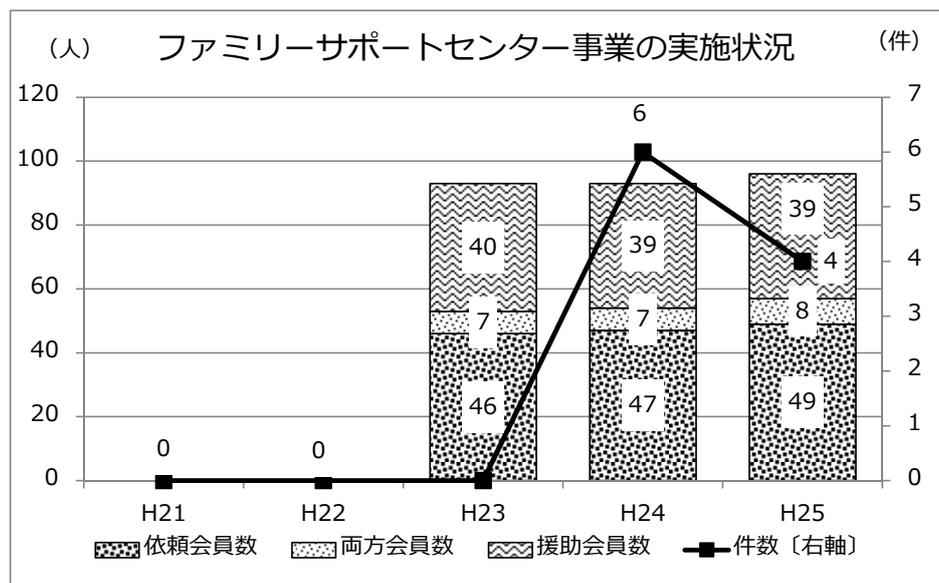
資料：町民福祉課

⑨病児・病後児保育事業

病気の回復期にある子どもを預かる病児・病後児保育については、松阪市との協定により事業を委託して実施していますが、平成 25 年度の利用実績はありませんでした。

⑩ファミリー・サポート・センター*事業

子育てを助けて欲しい人（依頼会員）は増加傾向にありますが、子育てのお手伝いができる人（援助会員）は減少傾向にあります。



資料：町民福祉課

⑪妊婦健康診査

妊娠中の健康診査にかかる費用を助成しています。受診機会は妊婦一人あたり 14 回を維持していますが、対象となる妊婦数が減少しており、平成 25 年の受診数は延べ 536 回と減少傾向にあります。

母子保健サービスの状況

		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
母子健康手帳交付	受診児数（人）	76	56	59	45
4か月児 健康診査	対象児数（人）	67	63	54	55
	受診児数（人）	66	63	53	54
	受診率（％）	98.5	100	98.1	98.2
10か月児 健康診査	対象児数（人）	60	72	61	51
	受診児数（人）	55	68	59	51
	受診率（％）	91.7	94.4	96.7	100
1歳6か月児 健康診査	対象児数（人）	66	66	57	65
	受診児数（人）	63	66	56	65
	受診率（％）	95.5	100	98.2	100
3歳6か月児 健康診査 (一般・歯科・視力)	対象児数（人）	89	73	49	72
	受診児数（人）	88	73	48	67
	受診率（％）	98.9	100	98.0	93.1
発達相談 (健康相談含む)	延べ人数	23	16	9	10

資料：町民福祉課

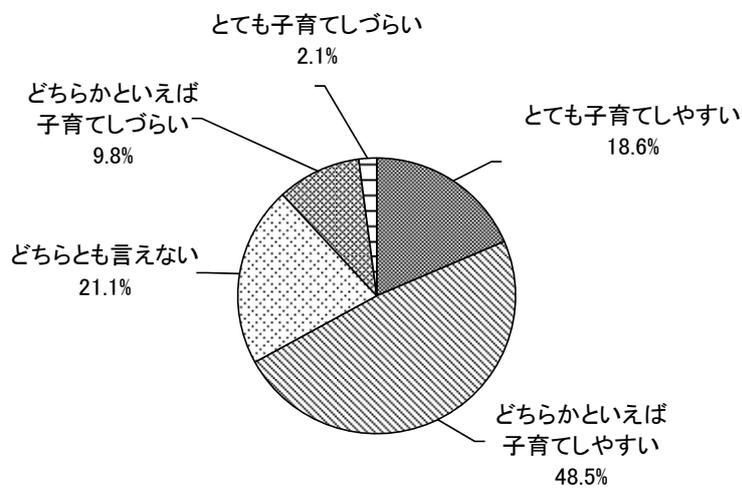
5 ニーズ調査結果の概要

(1) 子育て支援全般について

①大台町での子育てのしやすさ

住んでいる地域について、「とても子育てしやすい」と「どちらかといえば子育てしやすい」を合わせた『子育てしやすい』と感じている人は、約7割に上っています。一方、「どちらかといえば子育てしづらい」と「とても子育てしづらい」を合わせた『子育てしづらい』と感じている人は、約1割となっています。

【N=194】



注：N (Number of Cases の略) は比率算出の基数であり、100%が何人の回答者数に相当するかを示す。

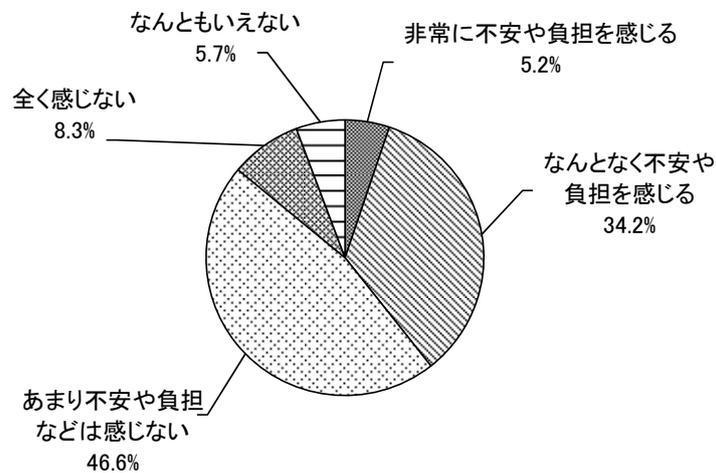
②子育てに関する不安感や負担感

子育てに関して「あまり不安や負担などは感じない」が 46.6%で最も多く、「全く感じない」(8.3%)を合わせると、『不安や負担を感じない』人は約 55%となっています。

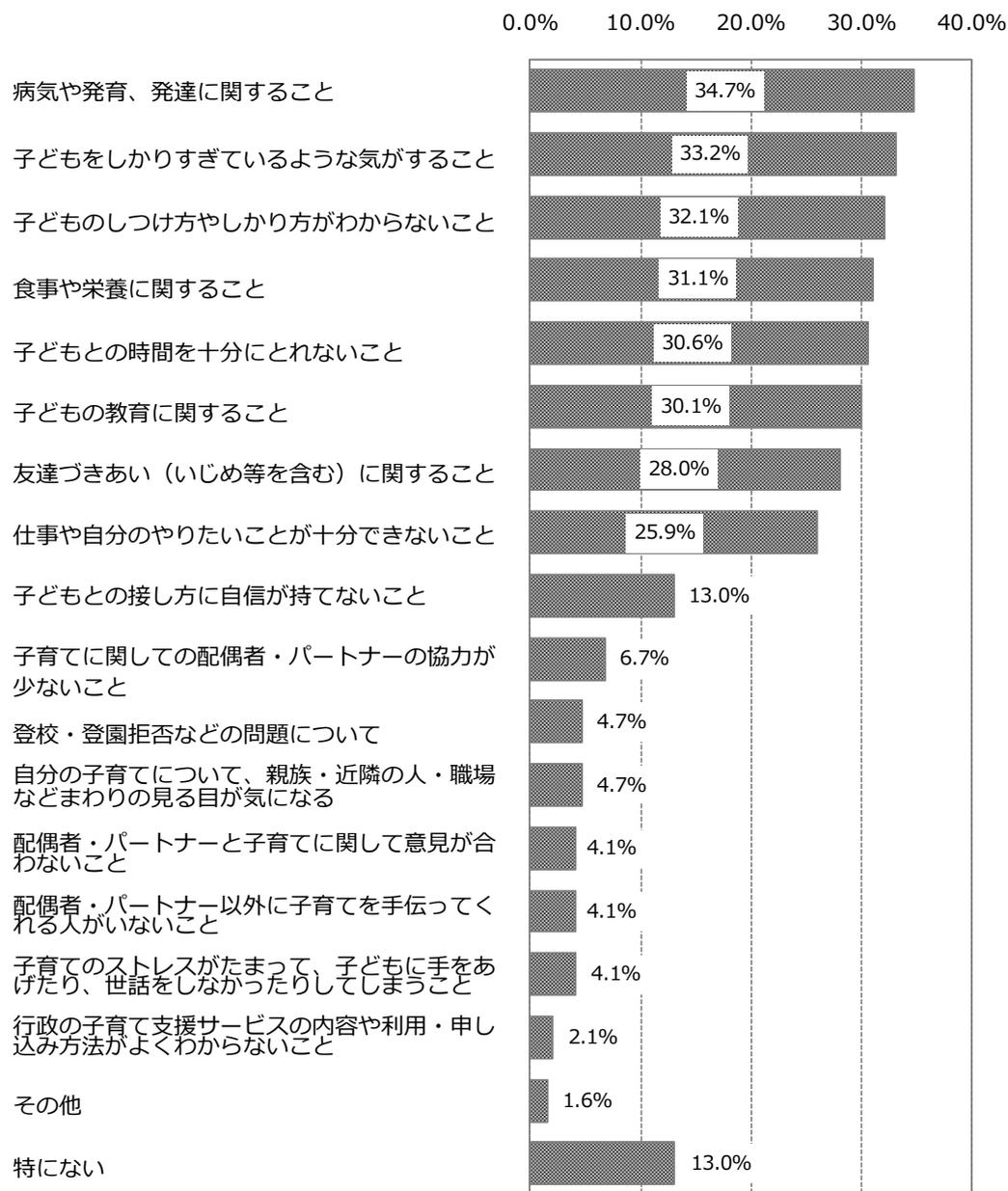
一方、「非常に不安や負担を感じる」(5.2%)と「なんとなく不安や負担を感じる」(34.2%)を合わせた『不安や負担を感じる』人は約 40%となっています。

子育てに関して悩んでいることや気になることについては、「病気や発育、発達に関すること」が 34.7%で最も多く、「子どもをしかりすぎているような気がする」とが 33.2%、「子どものしつけ方やしかり方がわからないこと」が 32.1%で続いています。一方、「特にない」は 13.0%となっています。

《不安感や負担感を感じるかどうか》【N=193】



《どのようなことに不安感や負担感を感じるか》【N=193／複数回答】



(2) 教育・保育事業の利用について

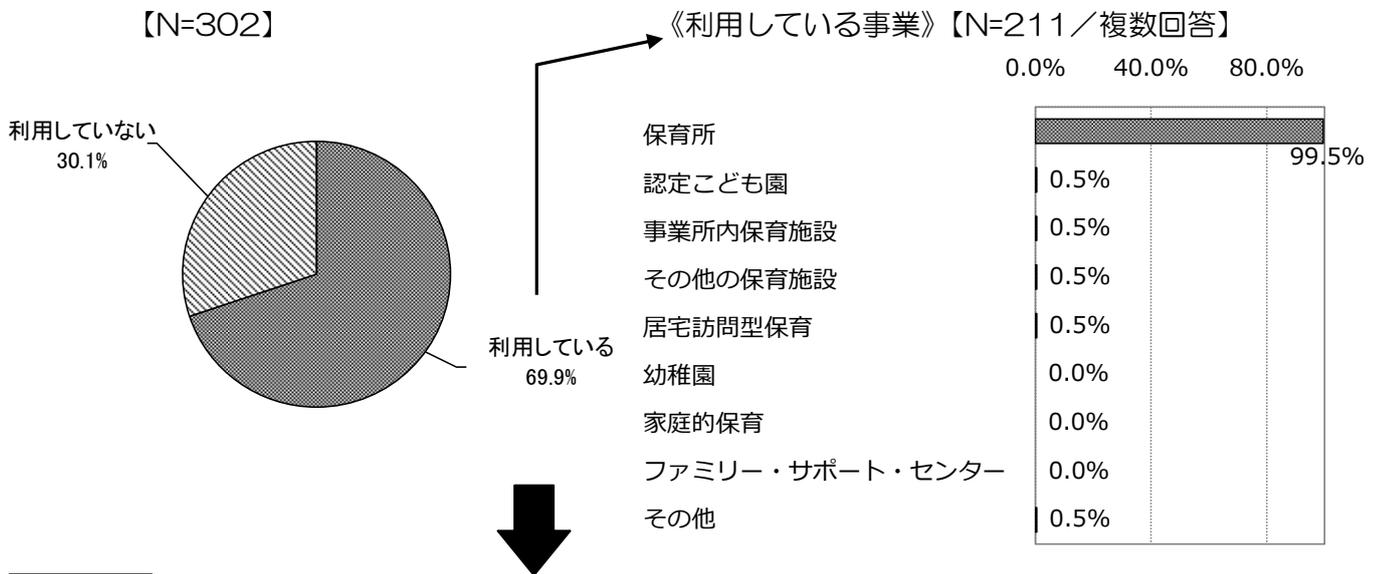
①平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

定期的な教育・保育事業の利用状況は、「利用している」が約7割に上っています。

年齢別にみると、「1歳」での利用は24.2%ですが、「2歳」で66.7%、「3歳」で80%を超え、「4歳」以上になると90%を超えて、ほとんどの子どもが事業を利用しています。

利用している教育・保育事業は、「保育所」が99.5%を占め最も多く、「認定こども園」「事業所内保育施設」「居宅訪問型保育」はそれぞれ0.5%となっています。

年齢別にみると、「4歳」で「その他の保育施設」が、「5歳」で「事業所内保育施設」と「その他」がそれぞれ1人ずつありますが、いずれの年齢でもほとんど「保育所」を利用しています。



年齢別集計

	利用している	利用していない	N値
0歳	3.1%	96.9%	32
1歳	24.2%	75.8%	33
2歳	66.7%	33.3%	48
3歳	83.7%	16.3%	49
4歳	100.0%	0.0%	43
5歳	91.9%	8.1%	86

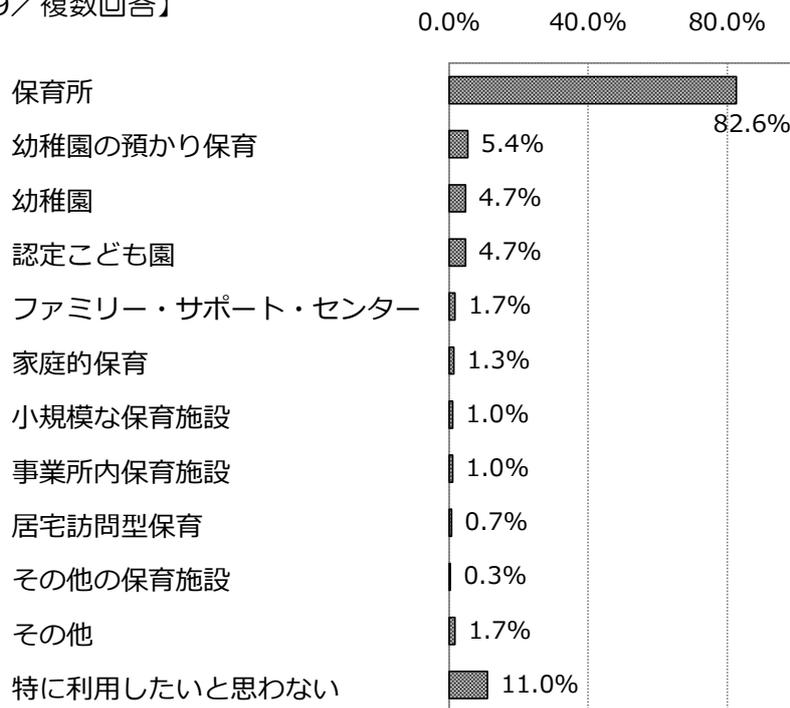
	保育所	認定こども園	事業所内保育施設	その他の保育施設	居宅訪問型保育	その他	N値
0歳	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1
1歳	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	8
2歳	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	32
3歳	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	41
4歳	100.0%	0.0%	0.0%	2.3%	0.0%	0.0%	43
5歳	98.7%	0.0%	1.3%	0.0%	0.0%	1.3%	79

②平日の定期的な教育・保育事業の利用意向

平日に定期的にご利用したい教育・保育事業については、「保育所」が82.6%で突出して多くなっています。以下、「幼稚園の預かり保育」(5.4%)、「幼稚園」(4.7%)、「認定こども園」(4.7%)と続いています。

母親の就労形態別にみると、いずれの就労形態でも「保育所」が最も多くなっています。一方、「パート・アルバイト等」と「無職」では「幼稚園」がそれぞれ6.5%、7.7%あり、「フルタイム」に比べて多くなっています。

【N=299／複数回答】



就労形態別集計

	保育所	幼稚園の預かり保育	幼稚園	認定こども園	ファミリー・サポート・センター	家庭的保育	小規模な保育施設	事業所内保育施設	居宅訪問型保育	その他の保育施設	その他	N値
フルタイム	88.5%	3.8%	1.0%	5.8%	1.9%	1.0%	1.9%	0.0%	0.0%	0.0%	1.0%	104
パート・アルバイト等	86.3%	6.5%	6.5%	3.2%	0.8%	2.4%	0.0%	2.4%	1.6%	0.8%	1.6%	124
無職	66.2%	6.2%	7.7%	6.2%	3.1%	0.0%	1.5%	0.0%	0.0%	0.0%	3.1%	65

(3) 地域子ども・子育て支援事業の利用について

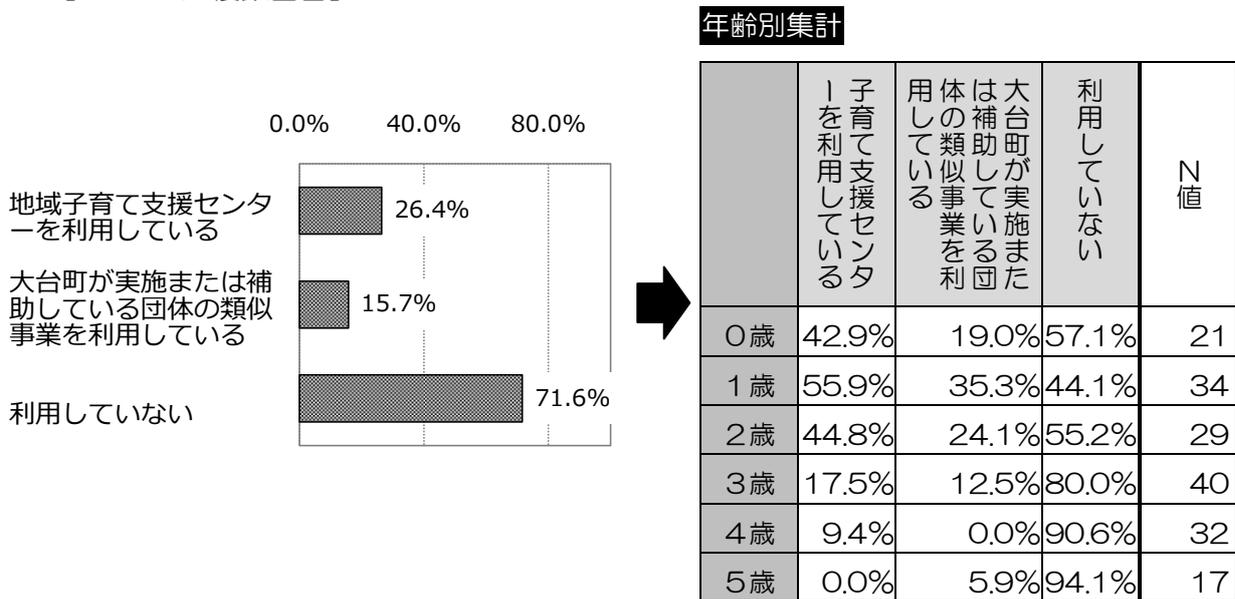
①子育て支援センター*

地域の子育て支援事業の利用状況は、「利用していない」が約7割を占めています。「子育て支援センター*を利用している」は約3割となっています。

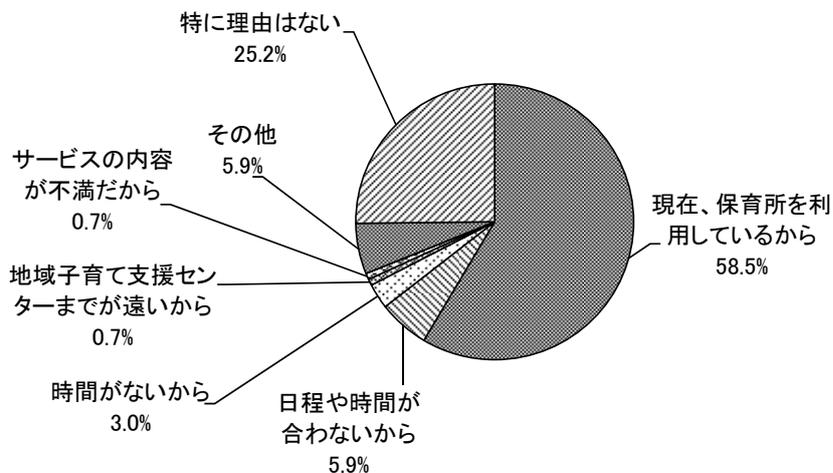
年齢別にみると、2歳以下では「子育て支援センター*を利用している」が4割を超えており、特に「1歳」では5割を超えて多くなっています。

現在、子育て支援センター*を利用していない理由は、「現在、保育所を利用しているから」が約6割を占めており、その他の理由は分散しています。

【N=197／複数回答】



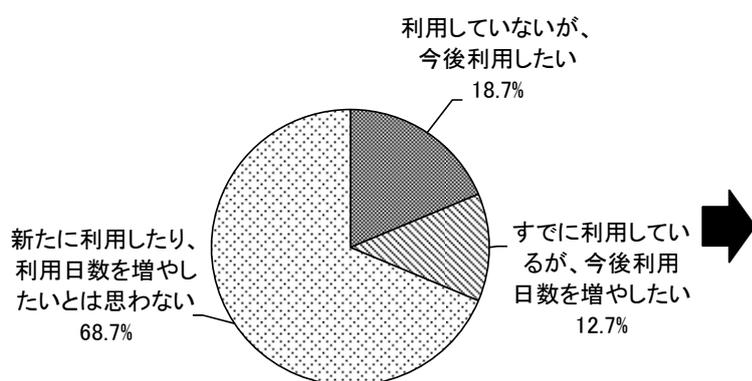
《子育て支援センターを利用していない理由》【N=135】



今後、子育て支援センター※を利用したいかどうかについては、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が約7割を占めており、「利用していないが、今後利用したい」は約2割、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」は約1割となっています。

年齢別にみると、「0歳」では「利用していないが、今後利用したい」が約5割を占め、多くなっています。

【N=166】



年齢別集計

	今後利用したい	利用していないが、今後利用日数を増やしたい	すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい	新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない	N値
0歳	52.6%	26.3%	21.1%	19	
1歳	22.2%	25.9%	51.9%	27	
2歳	7.7%	15.4%	76.9%	26	
3歳	12.1%	9.1%	78.8%	33	
4歳	19.2%	3.8%	76.9%	26	
5歳	21.4%	0.0%	78.6%	14	

②子どもが病気の際の対応

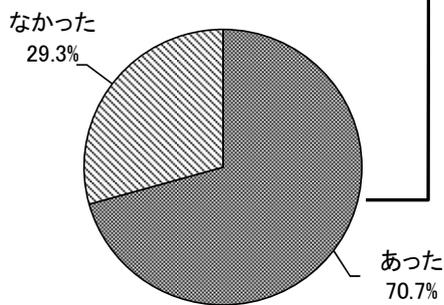
この1年間に、お子さんが病気やけががでいつも利用している教育・保育事業が利用できなかったことが「あった」人が全体の約7割に上ります。

その時の対処方法は、「母親が仕事を休んだ」が8割に上ります。

仕事を休んだ際に「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」人は約1割となっており、一定割合のニーズが認められます。

利用したいとは思わない理由は、「病児・病後児を他人に看てもらうのは不安」や「親が仕事を休んで対応する」などが多くなっています。

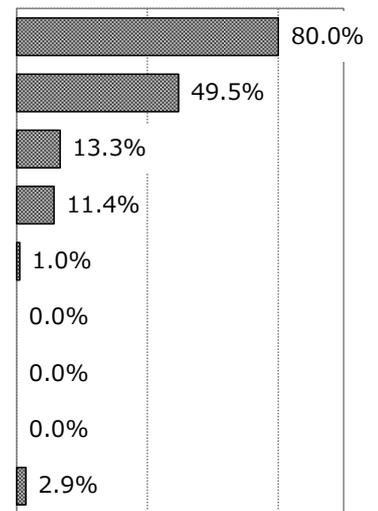
【N=150】



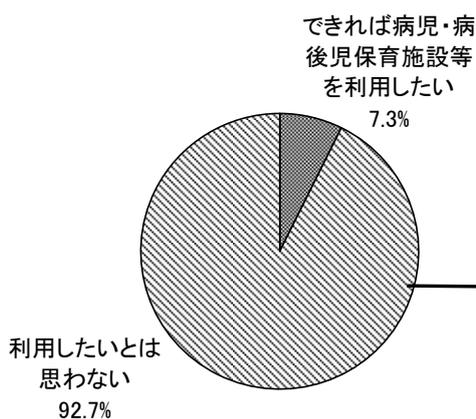
《子どもが病気の際の対応》【N=105／複数回答】

0.0% 40.0% 80.0%

- 母親が仕事を休んだ
- (同居者を含む) 親族・知人に子どもをみてもらった
- 父親が仕事を休んだ
- 父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた
- 仕方なく子どもだけで留守番をさせた
- 病児・病後児の保育を利用した
- ベビーシッターを利用した
- ファミリー・サポート・センターを利用した
- その他



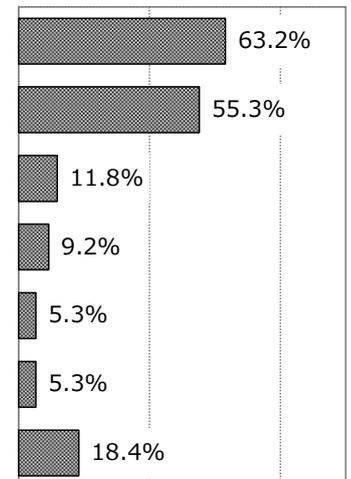
《仕事を休んだと回答した父親または母親の病児・病後児保育の利用希望》【N=82】



《病児・病後児保育を利用したいとは思わない人の理由》【N=76／複数回答】

0.0% 40.0% 80.0%

- 病児・病後児を他人に看てもらうのは不安
- 親が仕事を休んで対応する
- 利用料がわからない
- 利用料がかかる・高い
- 地域の事業の質に不安がある
- 地域の事業の利便性(立地や利用可能時間日数など)がよくない
- その他

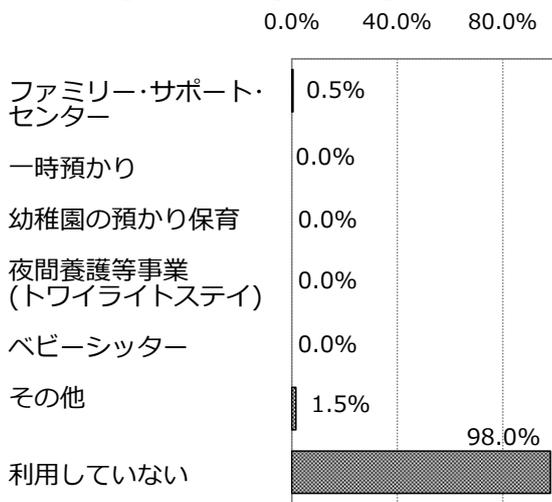


③一時預かりなど不定期の事業

私用、親の通院、不定期の就労等の目的で、不定期で利用している事業は、「ファミリー・サポート・センター※」が0.5%（1人）と少なく、「利用していない」が98.0%を占めています。

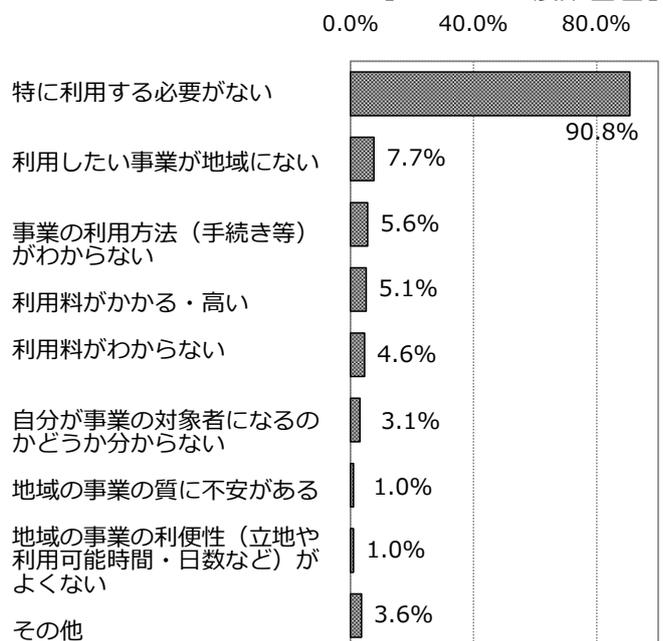
不定期で教育・保育事業を利用していない理由は、「特に利用する必要がない」が全体の約9割に上ります。一方、「利用料」や「利便性」、「事業の質」、「事業が地域にない」などの内容や条件等の要因、及び「事業の利用方法」や「利用料」などがわからないなどの要因も一定割合に上ります。

【N=200／複数回答】

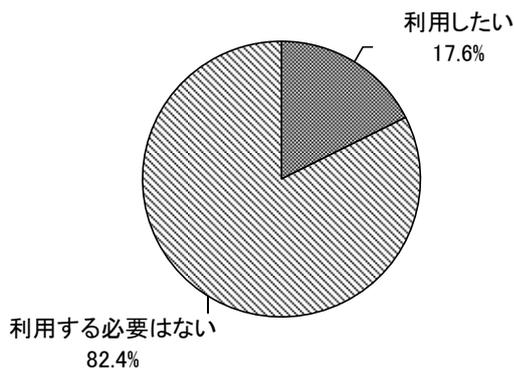


《不定期の事業を利用していない理由》

【N=196／複数回答】



《不定期の事業の利用意向》【N=193】



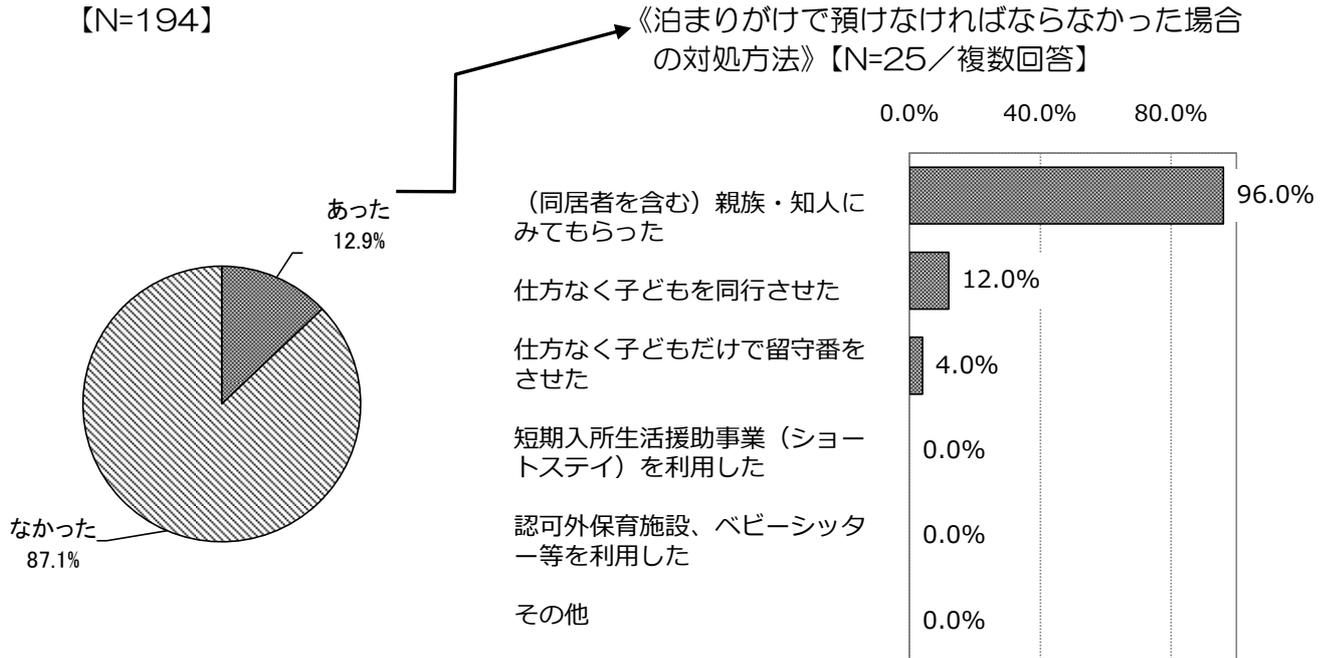
私用、親の通院、不定期の就労等の目的で事業を「利用したい」人は約2割、「利用する必要はない」人は約8割を占めています。

④泊まりがけで預けなければならなかったことの有無

この1年間に、保護者の用事でお子さんを泊まりがけで家族以外にみてもらわなければならないことが「あった」人は12.9%となっています。

その際の対処方法としては、「(同居者を含む)親族・知人にみてもらった」が90%以上に上ります。また、「仕方なく子どもを同行させた」人は12.0%、「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」人は4.0%いました。一方、「短期入所生活援助事業(ショートステイ)」や「認可外保育施設、ベビーシッター等」の利用者はありませんでした。

【N=194】



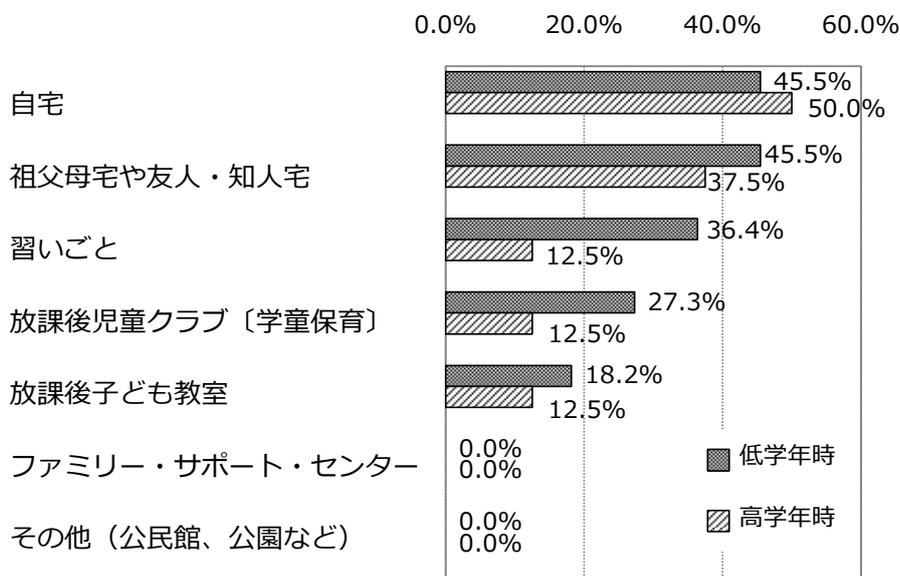
(4) 小学校就学後の放課後の過ごし方について

①低学年時（1～3年生）と高学年時（4～6年生）に放課後を過ごさせたい場所

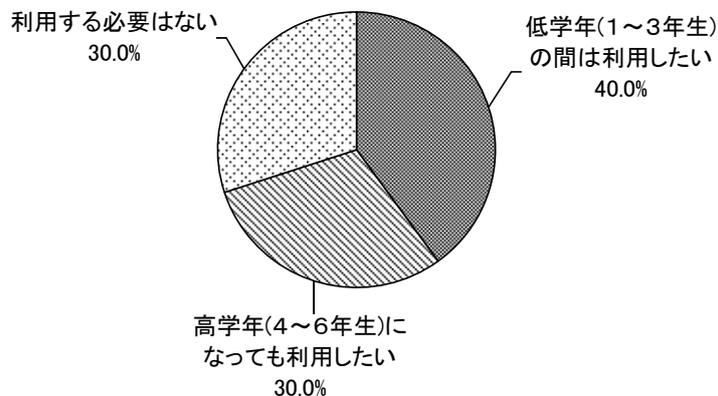
低学年時では「自宅」と「祖父母宅や友人・知人宅」が、高学年時では「自宅」が最も多く、次いで、低学年時では「習いごと」が、高学年時では「祖父母宅や友人・知人宅」が約4割で続いています。また、低学年時では「放課後児童クラブ※〔学童保育〕」は約3割あります。

長期の休暇期間中の放課後児童クラブ※の利用希望については、「低学年の間は利用したい」は4割、「高学年になっても利用したい」は3割となっています。

【子どもが来年度小学校に就学される方 低学年時 N=11 高学年時 N=8／複数回答】



《長期の休暇期間中の放課後児童クラブの利用意向》【N=10】



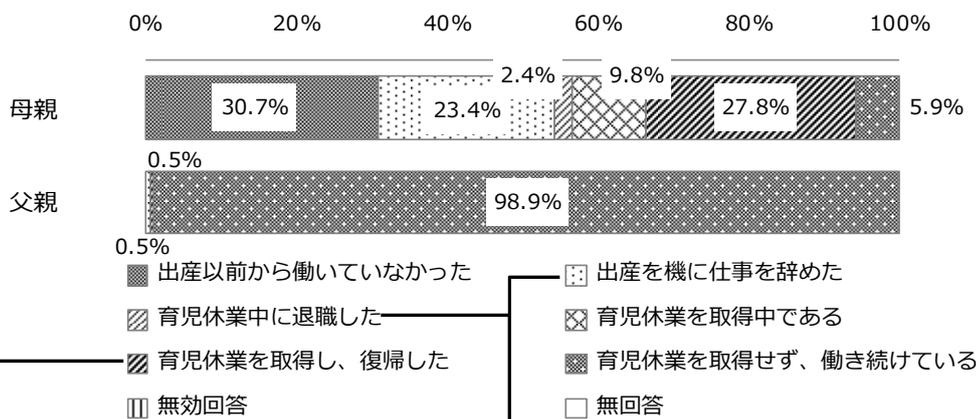
(5) 職場の両立支援制度について

① 育児休業*の取得状況

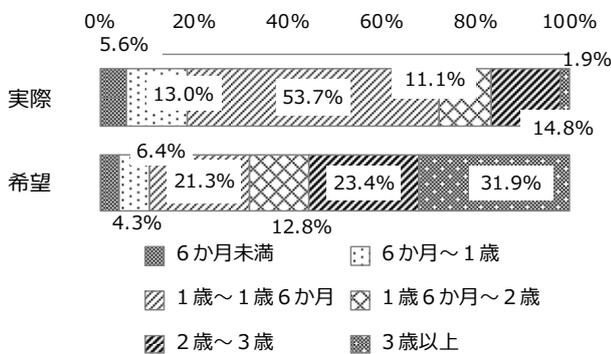
育児休業*を取得したかどうかについては、「母親」は「育児休業*を取得中である」は9.8%、「育児休業*を取得し、復帰した」は27.8%と、育児休業*取得者は合わせて37.6%となっています。一方、「出産以前から働いていなかった」は30.7%で最も多くなっています。「父親」は「育児休業*を取得せず、働き続けている」が98.9%を占め、「育児休業*を取得し、復帰した」人はわずかに0.5%（1人）となっています。

仕事をやめた母親に、仕事と家庭の両立を支援する保育サービスや環境が整っていたら、就労を継続したかどうかを聞いたところ、「いずれにしてもやめていた」が最も多くなっています。また、職場復帰した母親が、実際に復帰したタイミングは、子どもが「6か月～1歳」と「1歳～1歳6か月」で約7割を占めますが、希望では、「3歳以上」も約3割に上ります。

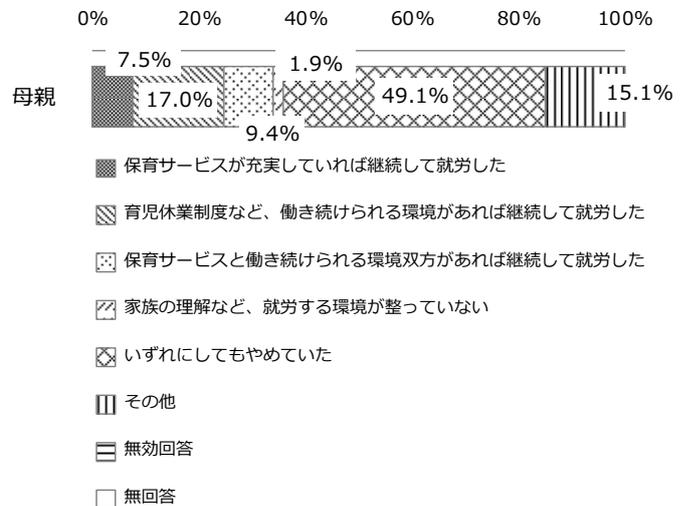
【母親 N=205、父親 N=184】



《職場復帰した時期と希望時期（母親）》
【実際 N=54、希望 N=47】



《保育サービスや環境が整っていたら、就労を継続したか（母親）》【N=53】

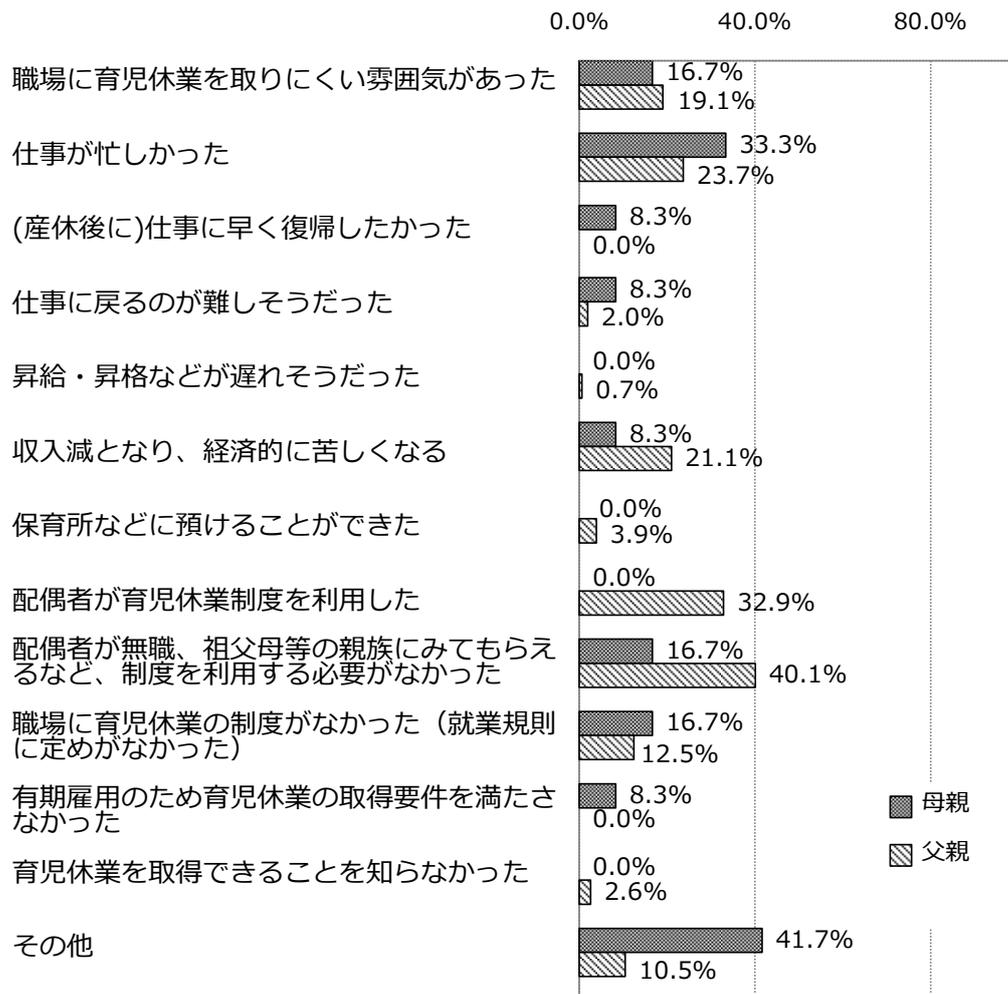


②育児休業*を取らずに働き続けている理由

育児休業*を取得せず働き続けている理由は、「母親」では「仕事が忙しかった」、「職場に育児休業*を取りにくい雰囲気があった」などがあげられています。

「父親」では「制度を利用する必要がなかった」が40.1%で最も多く、次いで、「配偶者が育児休業*制度を利用した」(32.9%)、「仕事が忙しかった」(23.7%)などが続いています。一方、「育児休業*を取得できることを知らなかった」は2.6%あります。

【母親 N=12、父親 N=152】



第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

子どもは、社会の希望であり、大台町の未来をつくる力となります。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、地域社会にとって重要な課題です。

次世代を担う子どもたちの権利と利益が最大限に尊重され、子どもたちが健やかに生まれ育つまち、誰もが安心して喜びと生きがいを持って子育てができるまちの実現をめざし、子ども・子育て支援法及び子ども・子育て支援法に基づく基本指針を踏まえて、以下のように基本理念を設定します。

地域と共に未来を担う子どもを育てるまち おおだい

2 計画策定の視点

①子どもの視点に立ち、一人ひとりの子どもの人権を尊重する視点

子ども・子育て支援に関する施策については、児童の権利に関する条約や児童憲章にもうたわれているように、一人ひとりの子どもの権利を最大限に尊重し、健やかな育ちを等しく保障することが重要です。

将来の社会を築き、支えていく重要な担い手である子どもたちが、社会の一員として尊重され、自己実現を図ることができるよう、大人の視点だけで考えるのではなく、子どもの視点に立ち、「子どもの最善の利益」が実現されるよう、すべての子どもの心身の健やかな育ちを温かく見守り支援します。

②子どもの健やかな成長と子育て家庭を支援する視点

家庭は子どもが最も安らげ、かつ、子どもの健やかな育ちにとって最も重要な場所であることから、家庭における子育て力の向上が必要です。

保護者の子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげ、安心して子どもを育てることができるよう、施策の充実を図り、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう、親としての成長を支援します。

③社会全体で、子どもと子育てを支援する視点

子どもと保護者がともに成長し、子育てを通して喜びや幸せを得られる環境づくりを進めるためには、地域社会のあらゆる分野の協力が必要となります。このため、町民、教育・保育関係者、企業・団体、行政が「子ども・子育て支援」の重要性に対する関心と理解を深め、それぞれの役割を果たしながら、連携・協力し、子どもと子育てを支援します。

3 計画の基本目標

本計画では、基本理念「地域と共に未来を担う子どもを育てるまち おおだい」を実現するために、次の5つを基本目標として設定します。

1 教育・保育、子育て支援の充実

子どもたちが個性と可能性を最大限に発揮でき、元気で自由に生き生きと学び遊ぶことのできる環境づくりのため、地域の互助による多様な子育て支援の充実を図ります。

また、地域ぐるみで子どもと子育て家庭を見守り、支援し、正しい情報を提供できる体制・ネットワークづくりを進めます。

基本施策

- 1-1 幼児期の教育・保育の総合的な提供
- 1-2 多様な子育て支援の充実
- 1-3 子どもの居場所づくり

2 子育て支援体制の充実

子育ては、子どものいる家庭だけでなく、家庭、学校、保育園、地域などが一体となって取り組むことが重要であり、「皆で子どもを見守る・育てる」という地域の中での雰囲気づくり・体制づくりをめざします。

基本施策

- 2-1 子育て支援の推進拠点の充実
- 2-2 子育ての相談・支援環境の充実
- 2-3 子育てネットワークの充実

3 すべての子どもの健やかな成長の支援

次世代を担う子どもは、自他ともかけがえのない存在であり、子どもたちが、性別や障がいなどによって差別やいじめを受けることなく、個人として尊重されるよう、家庭・学校・地域が連携した子どもの健全育成のための環境づくりを促進します。

また、少子化の傾向がみられる中、子育て家庭における経済的、心理的な負担を少なくし、子どもを産み、育てる喜びを享受できる環境づくりのための支援を進めます。

基本施策

3-1 子どもの人権擁護の推進

3-2 子育てについての経済的な支援

3-3 要支援児童への対応

4 地域で取り組む子どもの健全育成の推進

子どもが将来家庭を持ち、親になるための資質育成や子どもを生き育てることの大切さを理解できるようまた、家庭や親の役割について考えることができるよう、乳幼児や大人との交流機会の創出などさまざまな取り組みを推進していきます。

また、学校や家庭での教育環境の向上や支援の充実を図ることを進めます。

基本施策

4-1 子どもの健全育成のための活動の推進

4-2 子どもの健全なこころの成長の支援

5 安心して子どもを生き育てられる環境の整備

子育て支援センター*等と連携しながら、継続した母子保健サービスを提供することで途切れのない子育て支援を実施するとともに、いざという時にも安心できる体制づくりを、近隣市町との連携のもと推進します。

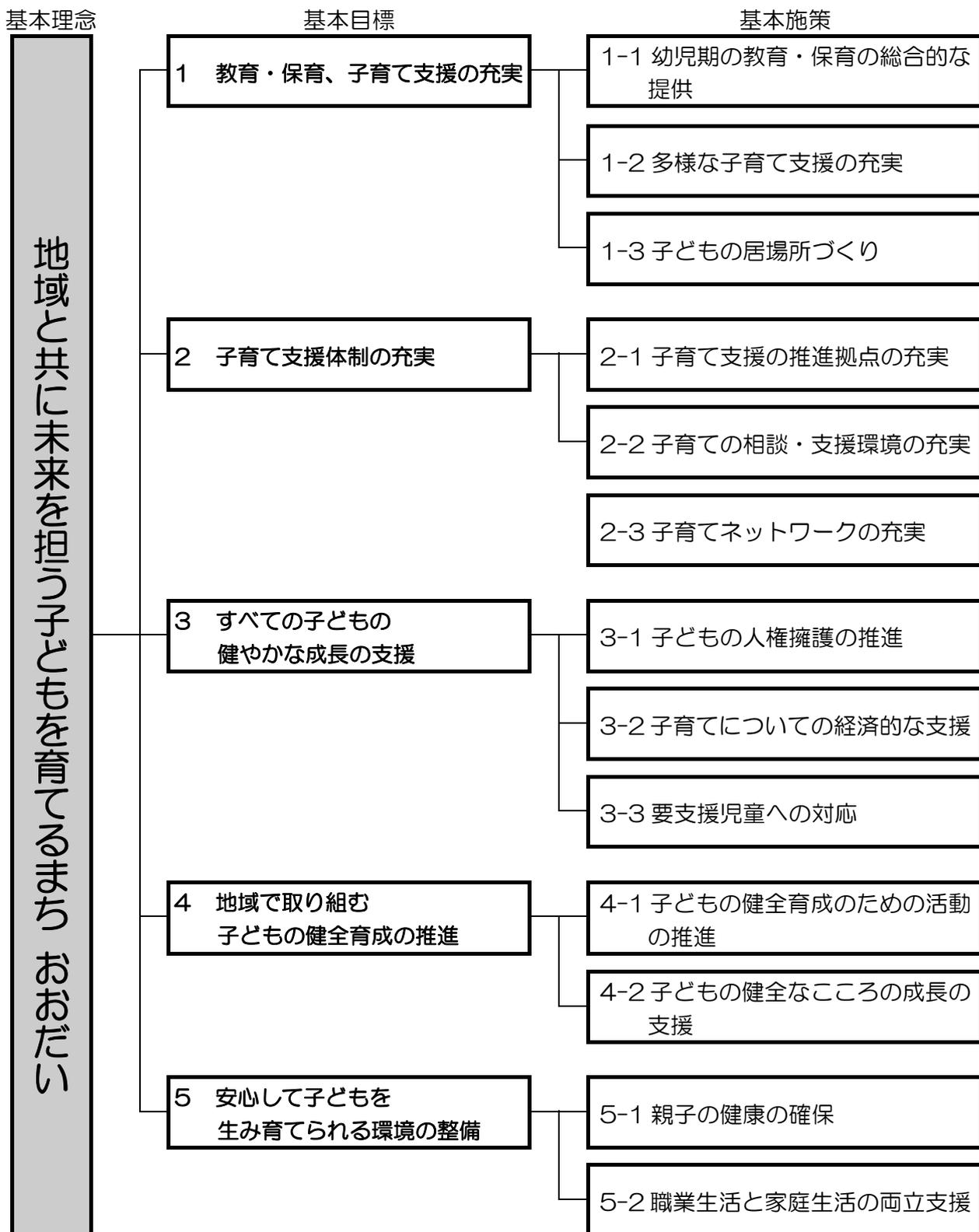
男女がともに子育てにかかわることができ、心豊かなゆとりある生活を送れるよう、働き方を見直し、父親の家事・育児参加を促すと同時に、子育て家庭に対する配慮がなされ、仕事と家庭生活の両立を可能にする取り組みを進めます。

基本施策

5-1 親子の健康の確保

5-2 職業生活と家庭生活の両立支援

4. 施策の体系



第4章 目標実現のための施策

1 教育・保育、子育て支援の充実

1-1 幼児期の教育・保育の総合的な提供

現状と課題

本町においては、子どもが3歳を超えると大半の場合において保育園を利用しており、現在では待機児童はいません。子どもの数が減ってきていることもあり、保育園の入所児童数は減少していますが、保育園の利用にあたって保育時間の延長などのニーズが高まっています。今後、保護者の働き方が変化するにつれて、延長保育*、休日保育*、一時保育、乳児保育などの要望が増えることが考えられるので、保育体制の整備が必要です。

保育に対するニーズが多様化することに伴い、保育サービスのさらなる質的向上を図るため、保育士や関係者に対する専門研修の機会を増やし、保育サービスの充実に努める必要があります。また、平成27年4月から開始される「子ども・子育て支援新制度」のもと、幼稚園と保育園の機能や特長を合わせ持ち、地域の子育て支援も行う「保育所型認定こども園*」の設置に向けて検討を進める必要があります。

保育園の利用者負担額は他市町に比較すると低い水準です。また、給食費についてもこれまでと同様に「無料」を基本としますが、財政等の状況を踏まえて保護者の負担能力に応じた利用者負担額を見直す必要があります。

基本事業

(1) 保育サービスの充実

①保育の質の向上

- 質の高い保育を提供するため、引き続き、研修会を開催するとともに、講習会に参加し、保育士の資質と専門性の向上を図ります。

②延長保育*と乳児保育の実施

- 多様化する保護者のニーズに対応できるよう、引き続き、延長保育*を実施するとともに、すべての園で乳幼児保育を実施できるよう保育施設の整備を進めます。

③保育所型認定こども園*の設置検討

- 子ども・子育て支援新制度のもと、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供するため、幼稚園と保育園の機能を合わせ持ち、地域の子育て支援も行う保育所型認定こども園*の設置を検討します。

(2) 保育環境の充実

①保育施設の整備

- すべての園で乳幼児保育が可能となるよう保育施設の整備を進めます。

②利用者負担額の適正化

- 他市町の利用者負担額と比較すると低い水準を維持しています。保護者の負担能力を勘案しながら実情に応じた利用者負担額の見直し、及び適正化について検討します。

1-2 多様な子育て支援の充実

現状と課題

子育て家庭においては、保護者の就労や、病気などで一時的に育児ができなくなることがよくあります。本町では、緊急の子育て支援ニーズに対応するため、ファミリー・サポート・センター※事業や一時保育事業を実施していますが、利用者数は少ないのが現状です。ファミリー・サポート・センター※事業への登録も少ない状況です。

今後、ファミリー・サポート・センター※への登録者を増やし、気軽に利用できる体制を整備しておく必要があります。また一時保育についても保護者の緊急時に素早く対応できるように受け入れ態勢を整えておくことにより、保護者が安心して就労や日常生活ができるようにしておく必要があります。

こうした事業の実施内容について、町ホームページや広報紙などを通じてきめ細かく周知していくとともに、在宅での子育て支援の充実、多様な子育て支援のメニューを必要な家庭に適切に届けるための利用者支援の強化が求められます。

基本事業

(1) 子育て支援サービスの充実

①ファミリー・サポート・センター※事業の充実

- ファミリー・サポート・センター※事業について町ホームページや広報紙等により周知し、利用を促すとともに、援助会員の確保に努め、利用しやすい環境を整えます。

②一時保育事業の実施

- 引き続き、保護者の疾病、家族の看護等の理由により一時的に保育が必要な未就園児を保育園で預かる一時保育事業を実施するとともに、町ホームページや広報紙等により周知に努めます。

③利用者支援事業の検討

- 子どもや保護者の身近な場所において、保育園や子育て支援事業等に関する情報提供を行うとともに、必要に応じ相談などを行う利用者支援事業の実施に向けて検討を進めます。

1-3 子どもの居場所づくり

現状と課題

子どもが放課後に安全で安心して過ごせることは、子どもだけでなく保護者や地域にとっても重要なことです。

町内の4つの小学校のうち日進、三瀬谷及び宮川小学校区に放課後児童クラブ*を設置し、子どもが放課後の時間を安心して有意義に過ごせるよう、さまざまなメニューを実施しています。

アンケート調査によると、放課後児童クラブ*の今後の利用希望は就学前の子どもを持つ家庭で高く、増設を希望する方が多いので、整備を進める必要があります。なお、事業の実施にあたっては、指導員の資質向上やボランティアの養成などを進め、事業内容を充実する必要があります。

また、リフレッシュ大台学園に事業を委託し、公共施設等を利用したスポーツや文化体験講座による放課後や土日の居場所づくりを推進しています。

リフレッシュ大台学園においては、減少傾向にある参加者数の増加を図るため、需要の高い講座については、引き続き開設していくとともに、地域の要望に応じた講座を新たに開設し、事業の充実に努める必要があります。

本町では、地域で開催されるイベントなどの情報提供を行い、地域活動での交流が行われています。また、放課後児童クラブ*を通じた活動の中で、地域の子どもたちや住民との交流が行われています。今後も、地域住民と子どもが気軽に交流できる場づくりに努める必要があります。

基本事業

(1) 放課後児童の居場所づくり

①放課後児童クラブ*への補助と設置の検討

- 放課後の児童の安全な居場所づくりとともに、保護者が安心して働くことができるよう、引き続き、学童保育事業に対する補助を行っていきます。また、放課後児童支援員の確保を図り、体制の充実に努めます。

②リフレッシュ大台学園の充実

- 放課後や土日の居場所づくりを推進するため、引き続きリフレッシュ大台学園に事業を委託し、公共施設等を利用した講座を開設していきます。また、大台放課後子どもプラン運営委員会において、関連団体の意見をもとに講座の充実に努めます。

(2) 子どもの交流の場づくり

①地域住民と子どもが気軽に交流できる場づくり

- 引き続き、夏まつり等のイベントや放課後児童クラブ*の活動において、地域住民と子どもが気軽に交流できる場づくりに努めます。また、中学生を対象としたボランティアの依頼を行うため、連携・調整を図ります。

②スポーツ少年団活動の充実

- 子どもたちのスポーツ人口が減少する中、魅力的なスポーツ少年団活動や大会を充実し、日常的・継続的にスポーツに取り組む機会の提供に努めるとともに、指導員の育成に努めます。

③地域間交流の充実

- 広報紙やホームページ、マスコミ等を通じて活動の情報を積極的に発信するとともに、参加者が主体的に活動に取り組めるよう工夫に努め、子どもたちの文化活動やスポーツ活動等を通じた他地域の子どもたちとの交流や、他市町との交流など、地域間交流を継続して推進します。

2 子育て支援体制の充実

2-1 子育て支援の推進拠点の充実

現状と課題

子育て支援センター*においては、母子保健事業と連携しながら、保護者の育児相談や交流会、研修会を実施し、悩みや不安の解消に努めています。子育てに関する相談などには、専門的な対応が必要となるものも少なくないので職員の専門性を高める研修に取り組み、センターの機能を充実する必要があります。育児相談は乳幼児だけでなく18歳までの子どもを対象にしているため、さらに幅広い利用を促進するため広報紙などを活用して啓発する必要があります。

子育てに関する講演や交流の場は保護者どうしや地域の人たちとの交流の場となっていますので、さらに気軽に参加できるようセンターを拠点とした活動を支援する必要があります。

子育て情報をわかりやすくしたガイドブック「子育て便利帳」を作成しましたが、新しい情報をきめ細かに提供するなどさらに内容を充実する必要があります。

基本事業

(1) 子育て支援センター*の充実

①子育て支援センター*の機能の充実

- 引き続き、子育て支援センター*において、母子保健事業との連携、育児相談、ふれあい事業、交流会や研修会などの事業の充実を図ります。また、事業に参加しやすい環境づくりに努めます。

②育児相談の充実

- 多様な相談に対応できるよう研修会に積極的に参加するとともに、各種相談機関との連携を図ります。
- また、情報発信の方法を検討し、乳幼児だけでなく、18歳までの親子に対する相談も受け付けていることを広く周知します。

③各種講座、講演会、交流の場の提供について

- 引き続き、地域の関係機関や子育て活動を行う団体等と連携して、地域に出向き、より一層地域のニーズに対応した活動を行います。また、定期的な講座や講演会については、常に新鮮さを持った内容とするとともに、参加者の意見を取り入れながら、内容の充実を図ります。

④子育て情報サービスの確立

- 子育て支援センター*の活動内容について、より広く情報発信を行うため、ホームページの内容の充実と更新を行います。また、子育て便利帳を見直し、新たなガイドブックを作成します。

2-2 子育ての相談・支援環境の充実

現状と課題

子育ては子どもの成長を見守ることができるため、保護者にとって大きな喜びと楽しみですが、一方で不安や悩みを伴います。核家族化の進展により、若い保護者が子育てについての悩みなどを身近な人に相談する機会や場が少なくなっていることから、保護者などをさまざまな面で支える環境づくりが重要です。

本町では、子育て支援センター*において相談や研修会などを実施し、不安の軽減に努めています。また、子育てに関する複雑な問題についての専門的な相談には保健師や臨床心理士などの専門職が対応していますが、複雑で多様化する内容に適切に対応するため、関係者の研修などを充実する必要があります。

主任児童委員*、民生委員・児童委員*は地域福祉を推進するため地域でさまざまな活動を行っていますが、子育てについての認識を深めるため、主任児童委員*、民生委員・児童委員*の資質を高める研修を充実するとともに、保護者に身近な存在であることを周知するための交流会の開催などを進めていく必要があります。

基本事業

(1) 相談・情報発信の充実

①子育て支援センター*における相談・情報提供の充実

- 育児についての相談や援助の内容を充実させるため保健師等と連携して研修会を実施するとともに、子育てに関する臨床心理士による相談機会の拡大に努めます。また、子育て便利帳の改定を行うとともに、子育て支援センター*だよりの発行や母子保健事業一覧の配布などを行い、子育て支援に関する情報発信の充実に努めます。

②主任児童委員*、民生委員・児童委員*の活動の充実

- 引き続き、育児に悩む保護者を地域で支援するため、主任児童委員*、民生委員・児童委員*に協力を依頼するとともに、研修を含めた交流会等を開催し、主任児童委員*と民生委員・児童委員*の連携強化に努め、活動の充実に努めます。

2-3 子育てネットワークの充実

現状と課題

核家族化が進み、子育てにかかわる保護者が孤立してしまうことが危惧されています。地域で住民や関係者が子育て家庭のハンディキャップを理解し、支えあうことが求められます。

町内では保護者どうしや子育て経験者が交流できる場として子育てサークルの活動が広がってきており、さらに活動内容を充実するため、子育て支援センター※、保育園などの関係者が連携を深め、ネットワークを活かした幅広い支援に努める必要があります。特に、保育園は地域の福祉資源として大きな役割を果たしているため、園児の安全確保に配慮しながら、積極的に施設を開放し活用していくことも必要です。

また、子育て経験者等による子育てボランティア活動もきめ細かな助言が得られることから徐々に広がってきています。今後は子育て支援センター※などにおいて、ボランティアの登録と養成を進めるなどの人材を育成することにより、事業の充実を図る必要があります。

基本事業

(1) 子育て支援の人材づくり

①子育てボランティアの育成

- 子育てしやすい地域づくりを進めるため、ボランティアの人材育成のための研修会を引き続き実施し、地域で子育て家庭を応援する子育てボランティアを育成・支援します。

②人材の活用

- 子育て支援センター※が開催する講演会や子育てサークル活動の際に、子育てボランティアとして人材の活用を行うとともに、託児以外でも子育てボランティアが活躍できるよう、より広く活動できる場の提供に努めます。

③子育て支援員（仮称）の活用

- 研修を修了し認定を受けた「子育て支援員（仮称）」を保育事業やファミリー・サポート・センター※、放課後児童クラブ※などで活用できるよう、事業の実施に向けて検討を進めます。

(2) 子育ての仲間づくり

①子育てサークルへの支援

- 子どもの遊び場、母親どうしの交流の場として、また、育児不安の軽減が図れるよう、子育てサークルの自主的な活動を引き続き支援します。

②保育園の園庭開放*の充実

- 保育園の園庭開放*が未就園児とその保護者の交流の場となるよう細かな利用方法を検討し、町ホームページ等で周知します。

③つどいの広場*の充実

- 各地区へ出向き、身近な場所で乳幼児を持つ親とその子どもが気軽に集い、交流を図れる施設としての「つどいの広場*」を引き続き充実するとともに、「つどいの広場*」の周知に努め利用促進を図ります。

④読み聞かせの会の活動の拡充

- 引き続き子育て支援センター*、図書館、各保育園、あっぱっぴい広場において、読み聞かせの会を実施します。また、読み聞かせの会の周知に努めるとともに、読み聞かせの会の会員発掘と確保のため研修を実施します。

3 すべての子どもの健やかな成長の支援

3-1 子どもの人権擁護の推進

現状と課題

児童虐待^{*}は子どもの人権の大きな侵害であるにもかかわらず、町内においても発生しています。児童虐待^{*}を未然に防止するためには早期発見が重要であり、適切な早期対応が必要です。乳幼児健診等の機会を活かして早期発見に努めていますが、健診の機会が活かせない家庭の状況把握を進めるため、児童相談所^{*}や福祉事務所等関係機関との連携を深め、さらにきめ細かな訪問活動や問題が生じた場合の専門的対応を充実させる必要があります。

子どもの人権については、「子どもの権利条約」において生きる権利、守られる権利、教育を受ける権利などが規定されているほか、「大台町人権施策基本方針」において規定されており、本町においては人権フェスティバルを開催するなど啓発を進めていますが、子ども自身の理解を深める研修を進めるなどさらに幅広い啓発が必要です。

基本事業

(1) 児童虐待^{*}の防止

①児童虐待^{*}ネットワークの構築

- 児童虐待^{*}やDV^{*}を未然に防止するため、関係機関及び関係団体との連携をさらに進めます。また、関係機関の児童虐待^{*}防止、DV^{*}防止啓発や相談対応のスキルアップに努めます。

②在宅支援の充実

- 児童虐待^{*}の発生を防止するため、引き続き、母子保健サービスや子育て相談などを通じた子どもの養育者への支援を充実するとともに、児童虐待^{*}の早期発見・予防のため、関係職員が連携して育児支援家庭訪問事業を実施します。
- また、虐待が発生した場合には、関係機関や関係者と連携をとり、迅速な対応に努めます。

③子どもの権利の尊重

- 引き続き、子どもの権利の尊重のため、「児童の権利条約」や「大台町人権施策基本方針」等の啓発に努めます。

3-2 子育てについての経済的な支援

現状と課題

子育てをしていく中で医療費の負担など経済的な負担の軽減を求める声がアンケート調査では48.0%あります。本町においては、医療費の助成を中学3年生まで拡大し負担の軽減を図っています。また、国による子育て給付金制度の活用を図るため制度の広報・啓発を進めています。

こうした中で、子育て世代を取り巻く経済的な環境が厳しさを増しており、助成制度の拡大など経済的支援を充実する必要があります。現在、国の児童手当^{*}制度により子どもの健全育成と家庭生活の安定を図るため手当の支給が行われていますが、制度の啓発を進め、適切な利用を推進する必要があります。

基本事業

(1) 経済的支援の充実

①医療費助成の充実

- 少子化対策、子育て世代の家庭の負担軽減を図るため、中学校3年生までの医療費助成の拡大を継続します。

②子育て給付金制度の周知徹底

- 国による子育て給付金制度の改正があれば、広報活動により制度の周知徹底を図り、支給対象者へ通知することにより円滑な経済的支援を行います。

3-3 要支援児童への対応

現状と課題

障がいを持って生まれた子どもの把握は、乳幼児健診や赤ちゃん訪問などの機会を通じて行っています。保護者の負担を軽減するためにも早期発見・早期対応が必要ですが、時には訪問拒否をされる家庭もあるため、保護者との信頼関係の醸成に努め、確実に対応できるようにする必要があります。さらに専門的な対応ができるよう児童相談所[※]や医療機関、学校などとの連携を深め、障がい児保育や特別支援学校の活用などネットワークシステムを構築した中で総合的な支援を図る必要があります。

障がい児を持つ家庭の経済的負担を軽減するため、特別児童扶養手当[※]が支給されていますが、制度の周知と適切な支給のため、広報紙や町ホームページなどを活用して、さらにきめ細かな啓発が必要です。

ひとり親家庭の中で、母子家庭の場合は母親の就労収入が少なく経済的なハンデキャップが大きくなっています。児童扶養手当[※]などの給付制度や医療費の助成制度を実施して支援していますが、子どもの貧困という現象に結びつかないよう、さらに就労援助や経済的な支援を進めていく必要があります。

基本事業

(1) 障がい児への支援

①障がい児保育の充実

- 引き続き、発達支援専門保育士の配置と加配保育士[※]の確保に努め、就学に向けた途切れのない支援に努めます。また、加配保育士[※]や関係者による定期的な勉強会の開催や情報交換の場を設定し、障がい児保育の充実に努めます。

②障がい児の早期発見・早期療育の充実

- 引き続き、障がい児の早期発見と早期療育のため、保健、福祉、教育が連携を図り、途切れのない支援システムの構築に努めるとともに、さまざまな相談内容に応じ、専門的な支援が受けられるよう支援体制を充実します。

③特別児童扶養手当[※]の周知徹底

- 特別児童扶養手当[※]制度について町ホームページ等により周知を図り、利用の促進に努めます。

(2) ひとり親家庭への支援

①児童扶養手当*の周知徹底

- ひとり親家庭の生活の安定と自立支援を図るため、児童扶養手当*の支給を継続します。
- また、国の制度改正に対応するとともに、町ホームページや広報紙において制度の周知徹底を図ります。

②ひとり親家庭等就学援助の充実

- 大台町母子家庭等就学就職支度金の支給を継続実施するとともに、要保護・準要保護家庭に対し就学援助費の支給を継続します。また、制度の周知を徹底し、受給対象者の支給申請を促します。

【給付対象者】

- ①大台町に在住し、住民基本台帳に登録されている配偶者のいない男子または女子で現に児童を扶養している者
- ②父母のいない児童を扶養する者であって一定の要件をそなえた者

③一人親家庭等医療費助成の充実

- ひとり親家庭の健康と福祉を増進するため、児童扶養手当*担当者と連携し、事業の手続きの迅速化・簡素化に努めます。また、医療費の現物給付が行えるよう県と協議を進めます。

④三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業等の周知徹底

- 三重県が実施する三重県高等職業訓練促進給付金等事業、三重県自立支援教育訓練給付金事業、三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業の周知徹底を図ります。

4 地域で取り組む子どもの健全育成の推進

4-1 子どもの健全育成のための活動の推進

現状と課題

核家族化と高齢化が進み、地域や家庭における教育力が弱くなっていると指摘されています。こうしたことから、子育ては家庭において行われることを基本としつつも、家庭においては父親も子育てに協力し、地域では同世代だけでなく、高齢者などともつながりを持ってこれを支える態勢が必要です。今後は家庭教育に関する講座や研修を開催し、父親や家族の参加を得て、家庭教育の必要性や重要性を啓発していくことが重要です。

地域において子どもが安心して健やかに成長できることはまちづくりにおいても重要なポイントです。大台町青少年健全育成推進協議会において見守りなどさまざまな事業が実施されていますが、活動の内容を広く町民に啓発し、イベントや交流会などを通じて多くの人が関心を持って参加できるよう計画する必要があります。

子どもの非行は家庭や学校、地域で自分の居場所が持てないと思った時に始まります。日頃から子どもと地域住民とのコミュニケーションをよくし、早期発見・早期対応に努めることが求められます。

基本事業

(1) 家庭・地域の教育力の向上

①家庭教育に関する講座等の充実

- 親の子育てに対する責任感を向上するとともに、充実した子育て及び家庭教育を行えるよう、子どもの年齢や地域の状況、社会状況に応じてテーマを設定した家庭教育に関する講座等を県事業の活用も検討しながら開催します。

②子どもの健全育成活動の推進

- 引き続き、地域住民の意識啓発のため、大台町青少年健全育成推進協議会等を中心とした子どもの健全育成活動の強化を図ります。

③異年齢交流の推進

- 保育園、小学校、中学校の子どもたちが、互いに訪問したり、合同の行事を開催したりする異年齢間交流を引き続き実施するとともに、町内にある高等学校との交流も検討していきます。

(2) 子どもの非行防止

①各地区青少年健全育成推進協議会の活動の充実

- 近隣の市町と情報交換しながら各地区の青少年健全育成推進協議会や町PTA連合会と協同して子どもの健全育成に努めます。また、各地区の青少年健全育成推進協議会を支援し、活動の充実を図ります。

②非行防止啓発活動の実施

- 町で開催されるイベント等において非行防止啓発活動を実施します。また、各地区の青少年健全育成推進協議会による非行防止パトロールの実施に努めます。

4-2 子どもの健全なこころの成長の支援

現状と課題

未来に大きな可能性を持つ子どもを健全に育成することは、家庭や地域社会の重要な役割です。核家族化や過疎化などにより子どもが人とのコミュニケーションを豊かに持つ機会が少なくなったり、複雑な人間関係に翻弄されて自分を見失うなどの問題が指摘されています。

子どもらしい自由な発想の遊びの中での仲間づくりなど、子どものこころの成長を支援する必要があります。一方で、不登校やひきこもりなどの問題を抱えるに至った子どもに対しては、児童相談所^{*}などの関係機関と連携を密にし、専門的な相談支援体制を整備することが必要です。

地域において、日常的に子どもと気軽に声かけられる関係を築き、子どもの変化に素早く対応できるような環境づくりが大切です。

こころの問題が複雑で難しい内容に発展してきた場合は、スクールカウンセラーや臨床心理士など専門職の対応をさらに充実していくことが求められます。

学校ではスクールカウンセラーが個々の問題に対応していますが、今後は、個別の子どもの相談対応に加え、その子どもの生活全体を踏まえて総合的に対処するため、それぞれの専門職が連携をして包括的に支援する体制を整備する必要があります。

基本事業

(1) 子どものこころのケアの充実

①相談体制の充実

- 思春期の児童や保護者の悩みや問題について気軽に相談できる体制を学校保健との連携強化により充実します。
- また、子どものこころのケアを充実できるよう、学校保健室の充実に努めるとともに、スクールカウンセラーの配置時間の拡大を県に要望していきます。

②不登校の子どもの支援

- 引き続き、不登校の子どもを専門的に支援できるよう、学校と奥伊勢教育支援センターとの連携のもと、一人ひとりに応じた適切な対応に努めます。
- また、家庭と連携した対応が図れるよう、不登校の子どもを持つ家庭に対する指導・支援を推進します。

(2) 思春期における交流の場づくり

①思春期のふれあい体験学習の推進

- 生命の尊さを理解し、人を思いやることを学び、将来の父性、母性を育むよう、今後もさらに学校と協議し、保育園での体験学習や、性教育講演会を実施します。
- また、保健師の資質の向上に努めるとともに、養護教諭との連携を強化し、講演会等の内容の充実に努めます。

5 安心して子どもを産み育てられる環境の整備

5-1 親子の健康の確保

現状と課題

親と子が健康で安心して生活していけることは市民すべての願いであり、子育て支援対策の重要な柱です。妊娠や出産は大きな喜びであるとともに、不安や悩みを伴うものでもあります。妊娠した女性に対しては届出を受けて母子健康手帳を交付して、妊婦保健事業を実施していますが早産などを防止するためにも受診率を高めるとともに、配偶者の協力が得られるよう啓発する必要があります。

乳幼児保健事業では、赤ちゃん訪問、乳児健診、1歳6か月健診、3歳児健診などを実施していますが、未受診者もあることから、きめ細かな訪問や情報提供に努めるとともに、受診後のケアも推進する必要があります。

子どもの病気は緊急を要することが多いので、救急医療情報システムを活用し円滑な運用を図るため、広報紙などを活用して啓発する必要があります。

乳幼児期に適切に栄養を確保することは子どもの心身の発達に重要なポイントです。

「偏食、食べ過ぎ、少食」などを防ぎ、規則正しい食習慣の形成を図るため、保護者に離乳食教室などを通じて、啓発を進める必要があります。

基本事業

(1) 母親と子どもの健康の確保

①妊婦保健事業の充実

- 妊婦教室は、開催回数や開催日程などを工夫し、より多くの夫婦の参加を促すとともに、教室内容の充実を図ります。
- また、妊婦等歯科健康診査について、妊婦教室や2か月児訪問時での周知により受診率の向上を図るとともに、妊婦訪問については、いつでも相談できるという安心を与え、産後の母子へのかかわりをスムーズに行えるよう継続して実施します。

②乳幼児保健事業の充実

- 子育て支援センター※と連携し、相談しやすい体制づくりを考えながら、乳幼児健康診査、産婦・乳児訪問、幼児訪問、乳幼児相談等の各種乳幼児保健事業を継続して実施し、乳幼児期の疾病の予防・早期発見に努めます。
- また、健診事後教室については、健診後のフォローや支援の必要な子どもの療育のためにも再開を検討します。

③歯科保健事業の充実

- 2歳児、2歳6か月児、3歳児の歯科健診及びフッ素塗布助成を継続して実施するとともに、保護者に対するむし歯予防の啓発に努めます。
- また、保育園や学校と連携し、集団での歯科保健対策を協議します。

④予防接種事業の充実

- 予防接種率の向上を図るため、乳幼児健診時に予防接種を積極的に勧奨するとともに、就学前の未接種者に対し、個人通知を行い、接種率の向上に努めます。

⑤特定不妊・不育症治療費助成事業の充実

- 引き続き、広報やケーブルテレビ等で情報提供やリーフレットの配布等を行い、治療費助成事業の周知を図ります。

(2) 小児への医療体制の充実

①安心できる小児医療体制の充実

- 子どもの病気は緊急を要することが多く、いざという時に安心できるよう、「かかりつけ医」との連携を促進するとともに、周辺市町や医師会との連携を強化し、休日当番医の周知や小児救急医療体制の充実・周知に努めます。

②救急医療情報システムの活用促進

- 救急医療情報システムの周知を図るため、リーフレット等により利用の促進と周知徹底を図ります。

(3) 食育*の推進

①乳幼児期からの食育*の推進

- 保護者が規則正しい生活リズムや望ましい食習慣を理解し家庭で実践できるよう、育児相談の充実に努めるとともに、離乳食教室、幼児食教室などの食育*に関するさまざまな事業を継続して実施し、行政、地域が一体となって支援します。
- また、今後も食物アレルギーのある子どもへの対応、事故防止などにおいて関係機関が連携し、対応に努めます。児童生徒に対応するため、学校栄養教諭等と連携し、情報の共有を図り、幼児期から小・中学生まで途切れのない支援に努めます。

②学校給食の充実

- すべての小・中学校で学校給食を実施するとともに、地場産物や郷土に伝わる料理を積極的に取り入れ、地域の食文化の継承につながるように配慮します。

5-2 職業生活と家庭生活の両立支援

現状と課題

アンケート調査によると、本町では就学前の児童を持つ母親で、働いている母親は78.7%と多くなっており、今後も増えることが予想されます。また、働いていない母親の就労希望は83.7%に達しています。町内において子育てしながら働ける場所を求める人が多いことから、働きながら子育てできるワークライフバランスの環境を整える必要があります。そのために、企業等における育児休業*制度の周知充実が必要であり、職場における上司や同僚の理解が欠かせません。労働関係機関等と連携を深め、企業や従業員に対する啓発を進める必要があります。また、就労の機会を得るためにも、地域の産業資源を活かして地域に密着した産業を創出し、若年世代の雇用の創出を急ぐ必要があります。

職業生活と家庭生活を両立させるためには母親と父親がお互いに協力して子育てに参加することが重要です。パパママ教室などを開催してそれぞれの参加を勧めていますが、父親が子育ての楽しさを実感できる事業の開催など啓発を充実する必要があります。

基本事業

(1) 仕事と子育ての両立の推進

①子育てしながら働きやすい職場環境づくり

- 子育て家庭に対して、よりよい環境となるよう、職場や事業所に対して啓発していきます。

②多様な働き方の実現

- 保護者の働き方の多様化に対応するため、特別保育の実施に努め、継続した保育を提供することにより、保護者の就労支援を行います。

③父親への意識啓発

- 父親が子育てに積極的に参加する意識を高められるよう、引き続き父子手帳の配布を行うとともに、パパママ教室や子育て家庭対象の講習会、イベント等を継続して開催します。

第5章 計画の目標値等

1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定

①教育・保育提供区域の趣旨

子ども・子育て支援法において、市町村は「子ども・子育て支援事業計画」を策定するにあたり、計画に記載する教育・保育、及び地域子ども・子育て支援事業における「量の見込み」、「確保方策」を設定する単位として、「教育・保育提供区域」を設定することとなっています。

②教育・保育提供区域の設定にあたっての町の考え

保育園についても、利用者の居住地区にかかわらず、保護者の選択等により町内施設を広域的に利用しています。また、地域子ども・子育て支援事業の各種事業も町全体で広域的に施設利用や事業展開をしていることから、町全体を1つの区域に設定することとします。

教育・保育

	区 域
①1号認定*（3～5歳・教育）	全 町
②2号認定*（3～5歳・保育）	全 町
③3号認定*（0～2歳・保育）	全 町

地域子ども・子育て支援事業

	区 域
①時間外保育事業	全 町
②放課後児童健全育成事業	全 町
③子育て短期支援事業（ショートステイ）*	全 町
④地域子育て支援拠点事業	全 町
⑤一時預かり事業*	全 町
⑥病児・病後児保育事業	全 町
⑦ファミリー・サポート・センター*事業（就学児）	全 町
⑧利用者支援事業	全 町
⑨乳児家庭全戸訪問事業	全 町
⑩養育支援訪問事業	全 町
⑪妊婦健康診査	全 町

2 幼児期の学校教育・保育にかかる量の見込み・確保の内容・実施時期

① 1号認定※〔3～5歳児〕

＜提供区域：全町＞

事業の概要	3～5歳児で保育の必要性がない子ども（主に、家庭が専業主婦(夫)または短時間のパートタイム就労など）に対し、就学前教育を実施します。
量の見込み 算出方法	国の「手引き」に基づき算出

		実績値	実施時期				
		平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
A 量の見込み		0人	11人	11人	9人	9人	9人
現在の 実施状況		●就学前教育は実施していない					
B 確保 方策	特定教育・保育 施設	/	0人	20人	20人	20人	20人
B-A		/	▲11人	9人	11人	11人	11人
確保方策 の内容		既存保育園のうち1か所を保育所型認定こども園※へと移行することで、1号認定※の児童の受け入れを進める。					

②-1 2号認定*〔3～5歳児〕（教育ニーズ） <提供区域：全町>

事業の概要	3～5歳児で保育の必要性はあるが幼稚園教育の希望が強いと想定される子どもに対し、就学前教育を実施します。
量の見込み 算出方法	国の「手引き」に基づき算出

	実績値	実施時期					
		平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
A 量の見込み	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
現在の 実施状況	●就学前教育は実施していない						
B 確保 方策	特定教育・保育施設	/	0人	0人	0人	0人	0人
B-A		/	0人	0人	0人	0人	0人
確保方策 の内容	アンケート調査では2号認定*の教育ニーズはなかったが、今後教育ニーズがあった場合は、既存保育園のうち1か所を保育所型認定こども園*へと移行することで、教育ニーズのある児童の受け入れを進める。						

②-2 2号認定*〔3～5歳児〕（保育の実施）

＜提供区域：全町＞

事業の概要	3～5歳児で保育の必要な子ども（主に、両親が共働きまたは長時間のパートタイム就労など）に対し、保育を実施します。
量の見込み算出方法	国の「手引き」に基づき算出

	実績値	実施時期					
		平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
A 量の見込み	187人	147人	144人	124人	125人	126人	
現在の 実施状況	●公立保育園 4か所						
B 確保 方策	特定 教育・保育 施設		224人	224人	224人	224人	224人
B-A			77人	80人	100人	99人	98人
確保方策 の内容	引き続き、町内の公立保育園4か所で実施。						

③-1 3号認定*〔0歳児〕

〈提供区域：全町〉

事業の概要	0歳児で保育の必要な子ども（主に、両親が共働きまたは長時間のパートタイム就労など）に対し、保育を実施します。
量の見込み算出方法	国の「手引き」を参考にしつつ、育児休業*が多い実情や子どもが大きくなってからの利用ニーズを勘案し、補正の上で算出

		実績値	実施時期				
		平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
A 量の見込み		7人	8人	8人	7人	7人	7人
現在の 実施状況		●公立保育園 4か所					
B 確保 方策	特定教育・保育 施設	/	18人	18人	18人	18人	18人
B-A		/	10人	10人	11人	11人	11人
確保方策 の内容		保育士の確保を図りながら、引き続き、町内の公立保育園4か所で実施。					

③-2 3号認定※〔1・2歳児〕

<提供区域：全町>

事業の概要	1・2歳児で保育の必要な子ども（主に、両親が共働きまたは長時間のパートタイム就労など）に対し、保育を実施します。
量の見込み 算出方法	国の「手引き」に基づき算出

	実績値	実施時期				
		平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
A 量の見込み	77人	54人	54人	58人	57人	55人
現在の 実施状況	●公立保育園 4か所					
B 確保 方策	特定教育・保育施設	90人	90人	90人	90人	90人
B-A		36人	36人	32人	33人	35人
確保方策 の内容	保育士の確保を図りながら、引き続き、町内の公立保育園4か所で実施。					

③-3 保育利用率の目標設定

目標設定の趣旨	<p>子ども・子育て支援事業計画では、3号に該当する子どもについて、子どもの総数に占める保育の利用定員数の割合である「保育利用率」にかかる各年度の目標値を定めることとされている。この「保育利用率」の目標値については、以下のとおり設定した。</p> <p>今後も、保育の利用希望の需要に対して供給量は十分に確保されているため、引き続き利用者を確保します。</p>												
保育利用率の算出方法	<p>平成25年度における保育利用率の試算</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>満3歳未満の子ども</th> <th>ニーズ量 (ニーズ調査より)</th> <th>保育利用率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0歳</td> <td>53人</td> <td>7人</td> <td>13.2%</td> </tr> <tr> <td>1・2歳</td> <td>131人</td> <td>68人</td> <td>51.9%</td> </tr> </tbody> </table> <p>保育利用率の目標値は、ニーズ調査により把握した平成25年度における3号に該当する子どもの保育の利用希望の割合と同率と設定する。</p>		満3歳未満の子ども	ニーズ量 (ニーズ調査より)	保育利用率	0歳	53人	7人	13.2%	1・2歳	131人	68人	51.9%
	満3歳未満の子ども	ニーズ量 (ニーズ調査より)	保育利用率										
0歳	53人	7人	13.2%										
1・2歳	131人	68人	51.9%										

		実績値	実施時期				
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
保育利用率の目標値	0歳	13.2%	13.2%	13.2%	13.2%	13.2%	13.2%
	1・2歳	45.8%	51.9%	51.9%	51.9%	51.9%	51.9%

保育利用率とは

$$\text{保育利用率} = \frac{\text{3号の子どもにかかる保育の利用定員数}}{\text{満3歳未満の子どもの数全体}}$$

3 地域子ども・子育て支援事業にかかる量の見込み・確保の内容・実施時期

① 時間外保育事業

＜提供区域：全町＞

事業の概要	11時間の開所時間を超えて保育を実施します。
量の見込み 算出方法	国の「手引き」を参考にしつつ、平日日中に子どもを「日常的にみてもらえる」割合を対象から除き、補正の上で算出

	実績値	実施時期				
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
A 量の見込み	0人	23人	22人	21人	21人	21人
現在の 実施状況	●公立保育園 4か所					
B 確保方策		30人	30人	30人	30人	30人
B-A		7人	8人	9人	9人	9人
確保方策 の内容	保育士の確保を図りながら、引き続き、町内の公立保育園4か所で実施。					

② 放課後児童健全育成事業

<提供区域：全町>

事業の概要	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後に適切な遊びや生活の場を提供し、その健全育成を図ります。
量の見込み算出方法	国の「手引き」を参考にしつつ、平日日中に子どもを「日常的にみてもらえる」割合を対象から除き、補正の上で算出

		実績値	実施時期				
		平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
A 量の見込み	低学年	36人	44人	39人	39人	38人	37人
	高学年		13人	14人	14人	13人	12人
現在の 実施状況		●町内3か所 定員60人					
B 確保方策			74人	74人	74人	74人	74人
B-A			17人	21人	21人	23人	25人
確保方策 の内容		引き続き、既存の放課後児童クラブ*で実施。					

③ 子育て短期支援事業（ショートステイ）※

＜提供区域：全町＞

事業の概要	保護者の病気などの理由により、養育が一時的に困難となった場合や緊急一時的に保護を必要とする場合に、児童養護施設などで子どもを一時的に養育または保護します。
量の見込み 算出方法	国の「手引き」に基づき算出

	実績値	実施時期				
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
A 量の見込み	0人	5人	5人	4人	4人	4人
現在の 実施状況	●聖の家（多気町）との協定により委託 平成25年度の利用実績はなかった					
B 確保方策		14人	14人	14人	14人	14人
B-A		9人	9人	10人	10人	10人
確保方策 の内容	引き続き、養育が一時的に困難となった場合や緊急一時的に保護を必要とする場合に対応するため、多気町の施設に委託。					

④ 地域子育て支援拠点事業

＜提供区域：全町＞

事業の概要	子育て支援の拠点として、親子が気軽に集える場の提供と、子育ての負担感の軽減と不安感の解消をめざし、子育て相談や情報提供を行います。
量の見込み 算出方法	国の「手引き」に基づき算出

	実績値	実施時期				
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
A 量の見込み	350人	508人	505人	524人	514人	501人
現在の 実施状況	●子育て支援センター*（町内1か所）					
B 確保方策		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保方策 の内容	引き続き、町内1か所の子育て支援センター*で実施。					

⑤-1 一時預かり事業*（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり）

＜提供区域：全町＞

事業の概要	幼稚園在園児の保護者の就労時間等の都合によって、降園時間後も引き続き預かります。
量の見込み 算出方法	国の「手引き」に基づき算出

		実績値	実施時期				
		平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
A 量の見込み	1号認定*による利用	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
	2号認定*による利用		0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
現在の 実施状況		●幼稚園は実施していない					
B 確保方策		/	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
B-A		/	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
確保方策 の内容		アンケート調査では、幼稚園における在園児を対象とした一時預かりのニーズはなかったが、今後利用希望があった場合は、既存保育園のうち1か所を保育所型認定こども園*へと移行することで、ニーズのある児童の受け入れに対応する。					

⑤-2 幼稚園以外での一時預かり事業* (ファミリー・サポート・センター*事業含む)
 <提供区域：全町>

事業の概要	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった子どもを一時的に預かります。
量の見込み算出方法	国の「手引き」を参考にしつつ、平日日中に子どもを「日常的にみてもらえる」割合を対象から除き、補正の上で算出

		実績値	実施時期				
		平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
A 量の見込み		10人日	127人日	125人日	118人日	117人日	116人日
現在の 実施状況		●公立保育園 4か所 ●ファミリー・サポート・センター* (平成25年度) 依頼会員49人、両方会員8人、 援助会員39人					
B 確保 方 策	一時預 かり事 業*		14人日	14人日	14人日	14人日	14人日
	ファミ リ・サポ ート・セ ンター* 事業		120人日	120人日	120人日	120人日	120人日
B-A			7人日	9人日	16人日	17人日	18人日
確保方 策の 内容		引き続き、町内の公立保育園及びファミリー・サポート・センター*で実施。					

⑥ 病児・病後児保育事業

＜提供区域：全町＞

事業の概要	保護者の就労等の都合により、病気の回復期にある集団保育を受けることが困難な子どもを、専用施設で一時的に預かり安静を確保し保育します。
量の見込み 算出方法	国の「手引き」に基づき算出

		実績値	実施時期				
		平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
A 量の見込み		0人	9人	9人	9人	9人	8人
現在の 実施状況		●松阪市との協定により委託 平成25年度の利用実績はなかった					
B 確保 方 策	病児保 育事業	/	10人	10人	10人	10人	10人
	ファミ リ・サポ ート・セン ター*事業	/	0人	0人	0人	0人	0人
B-A		/	1人	1人	1人	1人	2人
確 保 方 策 の 内 容		引き続き、松阪市との協定により委託して実施。					

⑦ ファミリー・サポート・センター※事業（就学児） <提供区域：全町>

事業の概要	家庭において子どもの世話が一時的に困難となった小学生を一時的に預かります。
量の見込み算出方法	国の「手引き」に基づき算出

		実績値	実施時期				
		平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
A 量の見込み	低学年	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	高学年		0人	0人	0人	0人	0人
現在の 実施状況		●ファミリー・サポート・センター※ (平成25年度) 依頼会員49人、両方会員8人、 援助会員39人					
B 確保方策		/	0人	0人	0人	0人	0人
B-A		/	0人	0人	0人	0人	0人
確保方策 の内容		アンケート調査では、ファミリー・サポート・センター※（就学児）のニーズはなかったが、今後利用希望があった場合は、ファミリー・サポート・センター※の取り組みの周知を図るとともに、活動への協力拡充を図る。					

⑧ 利用者支援事業【新規事業】

＜提供区域：全町＞

事業の概要	新制度で新たに創設された事業で、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業を円滑に利用できるよう、情報提供や相談、助言等を行います。
量の見込み算出方法	国の「手引き」に基づき、教育・保育施設や地域子育て支援事業の量の見込みを勘案して算出

	実績値	実施時期				
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
A 量の見込み		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
現在の 実施状況	新制度で新たに創設された事業のため実績なし。					
B 確保方策		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
B-A		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保方策 の内容	新制度により新たに創設された事業であるため、その実施にあたっては動向をみながら検討していくものとする。					

⑨ 乳児家庭全戸訪問事業

<提供区域：全町>

事業の概要	生後4か月までの乳児がいる家庭を、保健師が訪問し、子育てに関する相談や支援が必要な人への、適切なサービスの提供につなげています。
量の見込み算出方法	これまでの利用実績に基づき算出

	実績値	実施時期				
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
A 量の見込み	31人	45人	45人	45人	45人	45人
現在の 実施状況	●保健師による訪問を実施。 (平成25年度) 実施実績 31人					
B 確保方策		70人	70人	70人	70人	70人
B-A		25人	25人	25人	25人	25人
確保方策 の内容	引き続き、保健師による訪問を実施。					

⑩ 養育支援訪問事業

<提供区域：全町>

事業の概要	養育支援が特に必要な家庭に対し、適切な養育の実施を確保するため、育児支援家庭訪問員などが訪問し、養育に関する指導、助言、育児援助等を行います。
量の見込み 算出方法	これまでの利用実績に基づき算出

	実績値	実施時期				
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
A 量の見込み	2件	1件	1件	1件	1件	1件
現在の 実施状況	●支援が必要な家庭に対し、育児支援家庭訪問員などによる訪問を実施。 (平成25年度) 実施実績 2人					
B 確保方策		2件	2件	2件	2件	2件
B-A		1件	1件	1件	1件	1件
確保方策 の内容	引き続き、支援が必要な家庭に対し、育児支援家庭訪問員などによる訪問を実施。					

⑪ 妊婦健康診査

<提供区域：全町>

事業の概要	安心して妊娠、出産ができるよう妊婦健康診査にかかる費用を助成することにより、妊婦の健康管理の充実を図ります。
量の見込み 算出方法	これまでの利用実績に基づき算出

		実績値	実施時期				
		平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
A 量 の 見 込 み	人数	45人	45人	45人	45人	45人	45人
	検診回数	14回	14回	14回	14回	14回	14回
現在の 実施状況		●町内（県内外）の医療機関に委託し、妊娠中の健康診査に対する費用助成を実施。 （平成25年度） 実施実績 45人（一人あたり 14回）					
確保方策 の内容		引き続き、町内（県内外）の医療機関に委託し、妊娠中の健康診査に対する費用助成を実施。					

4 教育・保育の一体的提供と、教育・保育の連携推進

①認定こども園の普及にかかる基本的考え方

幼稚園と保育園については、保護者の就労の有無で利用する施設が限定されることなど、かねてから新しい仕組みづくりが求められていました。

認定こども園は、幼稚園と保育園の良いところを活かし、子どもたちの「教育」「保育」「子育て」を総合的にサポートできるように、また、子どもが認定こども園に通っていなくても、「子育て相談」や「親子の集いの場」を保護者に提供していきます。

本町としてもニーズを考慮しながら、既存の保育園1か所について、認定こども園への制度移行を進めていくこととします。なお、その他の保育園についても、国の動向やニーズの状況などを踏まえながら、制度移行について検討することとします。

具体的な認定こども園の設置数等については、今後、保護者や地域、町内の保育園、関係部局等と協議をしていきます。また、認定こども園の設置場所を検討するにあたっては、既存の保育園の状況や地域バランスを考慮しながら配置を検討していきます。

②教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の推進にあたっての連携等について

本町における教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の推進にあたっては、その量の確保と同時に、質の向上が図られるよう、認可や確認における町の関与に際して、適切な指導及び助言等を行います。

また、これらの事業を担う事業者間での課題や情報の共有化を図り、総体として本町の子ども・子育て支援事業の最適化が図られるよう、町及び事業所どうしの連携の強化を図ります。

さらに、就学を迎える子どもがスムーズに学校生活に入れるよう、保育園・小学校の子どもとの交流や、教員どうしの交流の場づくりを進めることで、保育園と小学校との連携をより一層強化し、相互の情報共有を図ります。

また、0～2歳児における保育の取り組みから、3～5歳児における教育・保育の取り組みへのつながりがスムーズに行われ、子どもについての情報が適切に引き継がれ共有されるよう連携の強化を図ります。

5 総合的な子どもの放課後対策の推進

(1) 放課後対策の目標事業量及び取り組み方針

①放課後児童クラブ*の平成31年度に達成されるべき目標事業量

- 平成26年度現在において、町内4小学校区において3か所開設されており、定員の合計は60人となっています。
- 今後については、「第5章-3-②放課後児童健全育成事業」でも示したとおり、既存の放課後児童クラブ*で引き続き実施していきます。

	平成26年度 (現状)	平成31年度 (目標)
放課後児童クラブ* (施設数)	3か所(74人)	3か所(74人)

②放課後子ども教室の平成31年度までの整備計画

- 平成26年度現在において、町内4小学校すべての校区を対象に1か所設置されています。既存の放課後子ども教室を引き続き実施していきます。

	平成26年度 (現状)	平成31年度 (目標)
放課後子ども教室 (か所数)	1か所	1か所

③一体型の放課後児童クラブ*及び放課後子ども教室の平成31年度に達成されるべき目標事業量

- すべての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小学校の敷地内等で実施する放課後児童クラブ*の数を増やしていく必要があります。
- 一体型による体制づくりを検討していきます。

	平成26年度 (現状)	平成31年度 (目標)
一体型の 放課後児童クラブ*及び 放課後子ども教室	0か所	1か所

④放課後児童クラブ※及び放課後子ども教室の一体的な、または連携による実施に関する具体的な方策

- 一体的な実施のために、どのような運営方法ができるのかなど、運営委員会等で検討していきます。

⑤小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ※及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策

- 小学校の状況を見据えながら、学校及び地域、教育委員会、町民福祉課等が、各々の地域において余裕教室等の利用方法について協議を行っていきます。

⑥放課後児童クラブ※及び放課後子ども教室の実施にかかる教育委員会と町民福祉課の具体的な連携に関する方策

- 地域の実情に応じた効果的な放課後児童クラブ※及び放課後子ども教室の実施に関する検討の場として、『放課後子ども総合プラン※』の中で求められている運営委員会において、教育委員会と町民福祉課等が一層連携し、地域や学校等の協力も得ながら進めていきます。

⑦地域の実情に応じた放課後児童クラブ※の開所時間の延長にかかる取り組み

- 保護者のニーズ把握を適宜行い、必要に応じて延長に向けた協議を行っていきます。

(2) 放課後対策の推進体制

- 教育委員会と町民福祉課が連携を深め、学校の教職員や放課後児童クラブ※、放課後子ども教室の関係者との間で共通理解や情報共有を図るとともに、学校施設の使用計画や活用状況等について、十分に協議を行い、教育委員会と町民福祉課等の双方が責任を持つ仕組みとなるよう、適切な体制づくりに努めます。

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

子育ては、家庭が主体となることはもちろん、教育・保育や子育て支援を担う機関をはじめ、職域さらには地域社会全体において、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら進める必要があります。

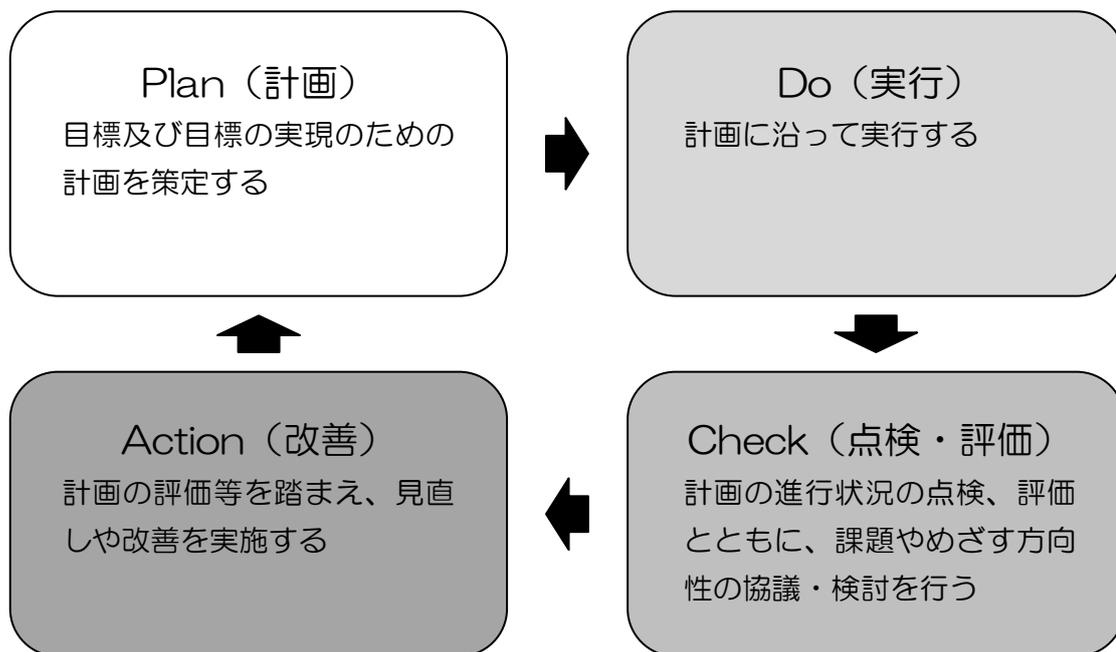
本計画の基本理念に掲げた「地域と共に未来を担う子どもを育てるまち おおだい」の実現に向け、保育園・小学校・関係団体及び関連部署等が一体となり計画の推進を図ります。また、県や国との連携を密にし、制度の円滑な導入・展開を図るとともに、制度面の充実・改善がなされるよう、県や国に対し働きかけていきます。

2 計画の進行管理

本計画の進行管理については、計画の策定（Plan）、計画に基づく取り組み（Do）、その達成状況を定期的に把握し、点検・評価した上で（Check）、その後の取り組みを改善する（Action）一連のPDCAサイクルにより行います。

このため、「大台町子ども・子育て支援事業計画推進委員会」において、計画に基づく施策の進捗状況や計画全体の成果について、年度ごとに点検・評価を行うとともに、計画に定める量の見込みが大きく変動する場合には、計画の一部見直しを必要に応じて行います。

■計画の進行管理のPDCAサイクル



参考資料

大台町子ども・子育て支援事業計画策定委員会設置要綱

平成26年11月17日告示第182号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第61条の規定に基づき、大台町子ども・子育て支援事業計画の策定に資するため、大台町子ども・子育て支援事業計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、町長の諮問に応じ、事業計画の策定に関する事項について協議するものとする。

(組織)

第3条 策定委員会は、20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 子育て支援に従事する者
- (2) 福祉、保健、医療又は教育等子育て支援に従事する者
- (3) その他町長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から町長に答申する日までとする。

2 任期途中における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれの委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 策定委員会は、委員の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。

4 策定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第7条 第2条の所掌事務を分掌させる必要があるときは、策定委員会に部会を置くことができる。

(意見の徴収等)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 策定委員会の庶務は、町民福祉課において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行後、最初に行われる策定委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が召集する。

(有効期限)

3 この要綱は、大台町子ども・子育て支援事業計画が策定されたときにその効力を失う。

大台町子ども・子育て支援事業計画策定委員会委員名簿

	氏 名	所 属 団 体 等
委員長	西 静子	民生委員・児童委員
	林 幸子	主任児童委員
	野口 和宏	校長会代表
	山本 耕司	小中学校 PTA 代表
	奥田 有加里	保育園保護者会代表
	山口 恵照	放課後子どもプラン・コーディネーター
	中村 芳男	学童保育指導員
	稲垣 元美	学童保育指導員
	池田 純子	子育てサークル代表
	正木 里美	保育園代表
	東 直子	保育園代表
	北村 千恵美	子育て支援センター
	阿部 奈緒	子育て支援センター
副委員長	木下 真一	教育委員会
	林 恵梨花	町民福祉課
	筒井 千歳	町民福祉課（保健師）
	栗谷 利枝	町民福祉課（保健師）

[事務局]

	氏 名	所 属 等
	片田 幸弘	町民福祉課長
	浦中 克実	町民福祉課

大台町子ども・子育て支援事業計画 策定経過

日 付	内 容
平成 26 年 8 月 7 日	第 1 回大台町次世代育成支援地域行動計画推進委員会 ・大台町次世代育成支援地域行動計画（後期計画）の評価・見直しについて ・子ども子育て支援新制度の説明 （計画策定の流れ、ニーズ調査結果報告、区域設定、保育量の見込み）
平成 26 年 11 月 25 日	第 2 回大台町次世代育成支援地域行動計画推進委員会 ・大台町次世代育成支援地域行動計画（後期計画）の終結について ・大台町子ども・子育て支援事業計画に移行する事業の確認について
平成 26 年 12 月 24 日	第 1 回大台町子ども・子育て支援事業計画策定委員会 ・大台町子ども・子育て支援事業計画（中間案）の説明について ・施策の現状と課題及び意見交換について
平成 27 年 1 月 13 日～ 平成 27 年 1 月 28 日	大台町子ども・子育て支援事業計画（中間案）に関するパブリックコメント実施
平成 27 年 2 月 13 日	第 2 回大台町子ども・子育て支援事業計画策定委員会 ・パブリックコメントの結果報告及び意見交換 ・大台町子ども・子育て支援事業計画（最終案）について

ア行

育児休業

法律に基づいて労働者が育児のために一定期間取得できる休業。また、その制度。養育する1歳に満たない子の育児について、事業主に申し出ることによって取得できる。育児介護休業法による。企業によっては法律の規定以上の条件で育児休業（制度）を設けるところもある。

1号認定

満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の認定を受けた就学前子ども。（子ども・子育て支援法第19条における認定区分）

一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所、認定こども園、幼稚園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

延長保育

保育所、認定こども園等において、仕事の都合などで通常の開所時間での迎えができない家庭のために、延長して保育を行う事業。

園庭開放

地域の子どもと園児と一緒に遊べる場として保育園の園庭を開放すること。

カ行

加配保育士

障がいがある子どもの保育を行うために、保育所、認定こども園で臨時にクラスに配当される保育士。

休日保育

保護者の就労形態などで、休日（日曜・祝日）に家庭での保育ができない場合、保育所、認定こども園等で子どもを預かる保育のこと。

合計特殊出生率

一人の女性が一生の間に産む子の数を示すもので、15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計することで算出される。

日本では昭和50年に合計特殊出生率が2.00を下回ってから低下傾向にある。

コーホート変化率法

各コーホート（同じ年または同じ期間に生まれた人々の集団のことをさす）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法である。

子育て支援センター

子育て支援のための地域の総合的拠点。乳幼児及び保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、関連機関の紹介、子育てサークルの活動支援などを行う。平成5年度に国の事業として創設された。

子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業。

サ行

3号認定

満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）。（子ども・子育て支援法第19条における認定区分）

次世代育成支援対策推進法

日本の急激な少子化の進行に対応して、次代の社会を担う子どもの健全な育成を支援するため、平成17年に施行された法律。この法律に基づき、企業及び国・地方公共団体は次世代育成支援のための行動計画を策定することとされている。平成26年4月に、法律の有効期限が平成37年3月31日まで10年間延長された。

児童虐待

保護者が子どもの心身を傷つけること。身体的な暴行のほか、わいせつ行為、著しい食事制限や長時間の放置などの育児放棄（ネグレクト）、こころに傷を与える言動なども含まれる。

児童相談所

児童の福祉増進のため、児童福祉法に基づいて都道府県に設置される機関。児童の生活全般に関して保護者や学校からの相談に応じ、児童や家庭について調査や判定を行って、必要な指導や措置をとる。

児童手当

児童手当法に基づき、児童を養育している者に支給される手当。所得が一定額以下で、小学校修了前（12歳到達後の最初の3月31日まで）の児童を養育する者が対象。平成22～23年度は子ども手当として支給され、平成24年度は児童手当の名称に戻された。

児童扶養手当

児童扶養手当法に基づき、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当。父と死別、あるいは両親が離婚、母が非婚などで生まれた児童に対し、養育者に支給される。支給対象児童は18歳未満。

主任児童委員

児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行うものであり、その中で、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。

食育

食に関する教育。食料の生産方法やバランスのよい摂取方法、食品の選び方、食卓や食器などの食環境を整える方法、さらに食に関する文化など、広い視野から食について教育すること。

タ行

つどいの広場

子育て中の親が気軽に集い、語り合っ子育ての不安を解消する場を提供する取り組みであり、専門職（保健師や保育士など）による相談が用意されていたり、一定の研修を修了した支援者が参加し、軽微な相談に応じたり、親子の相手をしたり、子育て関連情報の提供や子育てに関する講習なども行われる。厚生労働省が平成14年度から展開し、実施主体は市区町村。

DV（ドメスティックバイオレンス）

Domestic Violenceの略。同居関係にある配偶者や内縁関係の間で起こる家庭内暴力のこと。近年ではDVの概念は婚姻の有無を問わず、元夫婦や恋人など近親者間に起こる暴力全般をさすこともある。

特別児童扶養手当

障がい児への扶養手当。この制度は昭和39年に20歳未満の〈重度精神薄弱（精神遅滞）児扶養手当〉として発足したが、昭和41年に法律改正し、精神または身体に著しい障がいのある児童を扶養する者に対象が拡大され、名称も〈特別児童扶養手当〉に改められた。

ナ行

2号認定

満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）。（子ども・子育て支援法第19条における認定区分）

ハ行

ファミリー・サポート・センター

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

保育所型認定こども園

認可保育所が、保育が必要な子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能をそなえることで認定こども園としての機能を果たすタイプ。

放課後子ども総合プラン

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備等を進めることを目的としている。

放課後児童クラブ

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童館や小学校の余裕教室等を利用して設置する、適切な遊び及び生活の場のこと。厚生労働省が所管。

マ行

民生委員・児童委員

「民生委員」は、民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員であり、社会福祉の増進のために、地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談・援助活動を行っている。また、すべての民生委員は児童福祉法によって「児童委員」も兼ねており、妊娠中の心配ごとや子育ての不安に関するさまざまな相談に応じるなど支援をしている。

大台町子ども・子育て支援事業計画

策定／平成 27 年 3 月

発行／大台町

編集／大台町町民福祉課

〒519-2404

三重県多気郡大台町佐原 750 番地

TEL 0598-82-3783

FAX 0598-82-2202